# 札幌市公文書館講演会

講演録

日 時:2019年10月5日(土)午後2時開会場 所:札 幌 市 公 文 書 館 3 階 講 堂

#### ◎開 会

○司会(加藤) それでは、時間になりましたので、令和元年度第2回目の講演会を 始めたいと思います。

きょうのテーマは、「明治3年の札幌 本府建設の再開」ということで、講師は当 館職員の榎本先生になります。

先生、よろしくお願いいたします。

#### 明治3年の札幌 札幌建府の再開へ向けて

◎講演 ○横本明治3年 の札幌という会で の札幌との講演され で、春の講演半の 明治3年ののまして 明治3年ので、話で は後半の話をような す。

これがレジュメ ですが、題名を少 し変えまして、「再 開へ向けて」とし ました。

「て話っ向い切いかだううたいけなすのてかてこみ向いといてくるで」「決とまけいをうてくるで」「決とまけいをういながももがほ開っして」な認じがももがほ開っして」な認じあ同り、う」たよ、のとでで

話は、全て明治 3年中の話になり

# 明治3年の札幌 札幌建府の再開へ向けて

2019年10月5日 札幌市公文書館榎本洋介

#### 1, 東久世長官らの札幌視察

9月3日 東久世長官らの札幌視察

(I)

8月11日~9月22日

函館、大野、鷲木、長万部、黒松内、歌葉、岩内、余市、小樽、石狩、札幌、千歳、 勇払、沙流、様似、幌泉、様似、浦河、新冠、勇払、白老、室蘭、礼文華、長万部、 鷲木、函館

随徒:得能恭之助権判官、柴田使掌、万里小路通房、利岡乙也、都木武雄 佐野允治、大久保貞蔵、都田即雄、風野子逸、秋田耕畝、片桐譲、下僕3人

#### 2. 3年10月開拓方針と予算計画

開拓方針 出納仕訳

#### 3, 黒田清隆の10月建議

東久世長官らとの協議 東久世長官、黒田次官、松本判官、得能権判官、杉浦権判官 樺太の放棄と札幌本府 内政斉理 (内政整理)

④

#### 4, 札幌本府建設再開へ向けて

#### 西村権監事らの資金案

「札幌開府ニ付当使一般会計之目途」

西村権監事らの事業方針

札幌での事業再開に関する方針
⑥

西村権監事 11月16日函館出発、11月30日札幌到着 広川大主典 11月23日函館出発、12月9日札幌到着

西村権監事の事業計画

実地視察のうえでの事業開始計画

ます。主に8月、9月以降くらいの話をしていこうと思います。

いろいろな話があるのですが、章や節、項の内容に合わせた資料で経緯を述べていこうと思っております。資料の右側に①とか②とついていますが、それは皆さんにお渡してある資料番号です。資料①は一つですが、資料②は資料が2つあったりします。またレジュメと資料を行ったり来たりしないようにはしたいのですが、今回は、たまにレジュメに戻ったりします。

明治3年の2月に島義勇が札幌から去って、札幌に開拓使の本拠地である本府をつくるのを中断する形になっています。いろいろ調べていくと、明治3年7月に札幌本府の建設を一旦やめておいて、その前に周辺に移民を入れようという方針に変わっていました。

きょうは、その次の話になります。

## 1, 東久世長官らの札幌視察

その後、開拓使では札幌をどんなふうにするつもりだったのか、実際にどういう方向性で動こうかとしたかという話をしまして、最終的に札幌本府の建設はこの意見で再開されることになったのだろうという話をして閉じようと思います。

島判官が札幌本府の建設をはじめ、残念ながら途中で中断しましたが、開拓使としては事業を再開するのかどうかということも含めて検討し始めて、7月に本府建設を一旦中止していました。そこまでのことは5月にお話をしました。

その後、明治3年(1870)9月になって、実際には札幌だけの視察ではないのですが、長官である東久世通禧が、2年から3年にかけて事業が行われたところを視察していきます。その途中で、以前から開かれているところも当然のように見ていきます。途中で札幌にも立ち寄って、札幌の様子を日記に書き記してあります。今、資料①でその部分を見ましょう。

その前に、レジュメを見てください。

9月3日、資料

東久世長官ら ①明治3年9月に東久世長官来札

いるもので

す。

二日 麗晴 八時出馬、山路嶮悪、<u>本シホキ坂</u>土地平坦、荻叢生七八丁計、樹木之処谷地也、ハツサフ昼休弁当、一村落也、土年前移住人家弐拾軒計、大小豆・黍稷之類生長ス、土味肥美、二時出馬、又林荊ヲ経過ス、四時前札幌着、大主典已下出迎、本府経営甚広大也、府前栅門新規落成、大道両側役宅也、学校・病院建改地割有之、長官・判官邸宅地各幅五十間奥行六十間、本府之地割三町四方、道巾三間、昨年判官嶋団右衛門雪中所経営也、然而同人会計出入成算至而疎改、不得止東上他官二転任、其成績規模之広大ナル所感賞也

三日 陰夕雨 十時後開墾地検分、慶応三年徳川氏移民存在セリ、蕎麦・黍稷熟 セリ、今年移住民伐木未終功、喬麦ノミ生セリ、雖然既二十町余開墾セリ、新川 開設シノロニ通ス、佐々木貫三堀之、運輸之便ヲ計、銭函ノホンナイニ達センコ トヲ企ツ、土人平七罷今年生ノ雛ヲ持来ル、又鹿牝牡弐頭ヲ銃獲シテ持参ス、晩 餐二供ス (『東久世通禧日記』下 霞会館)

こちらの説明をする前に、視察の様子を概観すると、レジュメに以下に載っている 感じです。

8月11日に函館を出発して、一番遠いところで襟裳岬のあたりまで行っています。コース的には、函館から内浦湾を回って、長万部から山越えをして、寿都へ抜けて、岩内、余市を通っています。岩内から余市は山越え、余市から小樽、石狩川の河口のあたりへ視察に行って、そこから戻ってきて、札幌を見て、千歳、勇払、勇払は今の苫小牧です。そこを見て、函館に帰るのかなと思っていたのですが、日高を襟裳岬まで行って、戻ってきて、また勇払から白老を見て、室蘭を見て、礼文華を通って長万部、函館という視察ルートでした。

ここに書いてある地名は宿泊地です。見落としはないだろうと思いますが、「宿」

と書いてあるのに書き忘れているものはあるかもしれません。大体は泊まったところで、大体は1泊ずつです。ただ、長万部に入る前、遊楽部川がありまして、雨が降ったばかりだったらしく、川が増水して、1日滞留したので、2日間滞在したということがあります。ただ、基本は1カ所1泊ぐらいで動いています。

1カ月と10日をかけて視察旅行をしたということになります。レジュメにある通り明治3年8月11日から9月22日まで、今で言うと9月半ばぐらいから10月いっぱいぐらいです。ちょうど今日(2019年10月5日)ぐらいの時に東久世は札幌を視察に来たという感じです。正確には数日ずれるかもしれませんが、ほぼ似た時期ということでしょう。

東久世は、当時の政府の中では正三位ですから、元公卿としては当時の三条実美とか岩倉具視に続いたナンバー3程度でしょうか。もし鍋島直正が生きていると従二位で、松平春嶽のあたりが従二位か正三位だと思いますので、東久世は新政府のトップのほうの人です。

東久世はどんな人かというと、単純にお公家さんですが、幕末から倒幕運動などを したリーダーの一人です。朝廷内の貴族の中では運動家だった人です。岩倉具視より は過激だったと言ってもよい人です。

蛤御門の変などで長州が破れて京都から追い出されまして、その時に一緒にお公家 さんが7人追い出されてしまいますが、その中の1人です。維新新政府になった後、 東久世は外交官副知事、神奈川府知事となり、外国に開いている港である横浜港の監督をするという役職についていました。

当時、まだ攘夷派の意向がかなり強く動いている時代だったので、外国人の殺傷事件がよく起こります。多分、ドラマではご存じだろうと思いますが、幕末にもそういう事件が起こりました。大ざっぱに言いますと、大半の殺傷事件では、幕府が賠償金を出して何とか解決するという形にしていました。新政府になったら、そういう解決の仕方は取らないで、同じような立場で大隈重信が神戸の開港場の監督官をしますが、東久世も、そういう殺傷事件があった時に、賠償金を支払わないで解決したのです。それで、大隈重信も東久世通禧も中央政府の中で評価が高くなっていきます。

東久世の場合は、外交官副知事と神奈川県知事を兼任して事件の解決を図ったので、 中央に取り上げられたというより、中央から出ていって開港場で有効な仕事をしたと いうことでしょう。

大隈重信は、まだ若かったので、地方へ派遣されたらうまく仕事ができたので、中央に引っ張られてきたという人です。大隈重信は、その後、明治政府を牛耳る立場になっていきますし、大久保利通が明治6年ぐらいから明治政府を指導する、今で言うと内閣総理大臣みたいな立場で政治を進めていきますが、その右腕とか左腕と言われている人です。もう片腕は伊藤博文です。

東久世は、非常に力がある人という評価を受けて、開拓使の長官になった人です。 多分、開拓使の長官は函館に赴任しましたので、函館というと開港場ですので、同じように、開港場の外交もつかさどる長官としての役割も果たしたのだろう思います。

日記を見ると、外国人の領事たちと会っていることがわかります。

その東久世が道内の視察に来るということです。ですから、位が高い割に、政治力がある割に、当時の北海道ですから、ちゃんとした宿があるわけでもないようなところを、1カ月以上もかけて、ちゃんと視察して歩いたわけです。そういう時代だったと言えばそれまでですが、江戸幕府の時代は、箱館奉行様たちは年に1回ずつ道内を巡視して歩いていましたから、大名様ですね。それと同じように活動をしたと考えるのがよいでしょう。

その東久世に追従して視察についてきたのがレジュメに随従と書いてあるメンバーです。14人ぐらいくっついてきたということです。

大半は東久世の部下、開拓使の役人ですが、3人目に万里小路通房という人がいます。これもお公家さんで、遊びに来たわけではないのでしょうが、たまたまこの時に中央政府から来ていて視察に加わったようです。この人は、この後1年近く函館に残って、この人が帰る時に東久世も4年7月に東京へ帰って、それっきりになってしまいました。下僕3人というのは、東久世の下僕なのだろうと思います。

開拓使の中でいくと、一番最初にいる得能恭之助権判官というのが副官として長官に随行しております。こういうメンバーで考えると、正式な長官の地方巡察ということになるのだろうと思います。そういう中で、東久世たちは9月2日、3日で札幌に来て、札幌の様子を日記に記しています。この時は報告書と呼ばれるようなものが出ていませんので、東久世がこのように日記に書いておいてくれたおかげで、地方の様子が具体的にわかります。

資料①を見ると、前の日は石狩に泊まって、石狩から真っすぐ札幌へ来るのではなくて、その頃は真っすぐ来られませんでした。今の北区、東区あたりは大湿地帯で真っすぐ渡ってこられないので、一旦銭函へ戻って、銭函の近くから、星置の坂の上のほうの道路ですね。今の国道5号辺りを通ったのでしょう。

その辺は土地が平坦だという様子を描いています。また、樹木のところ谷地なりということで、木が生えているところは谷地だということも書いてあります。

星置のあたりもそうですが、坂からおりて平地のほうは、おおむね湿地だったようです。今、星置湿地と言いましたか、小さな湿地が残っていますが、あれはあくまでも名残であって、あの辺一帯が湿地帯だったと考えていいと思います。今の東区、北区、西区、手稲区も函館本線より北は大半が湿地だったようです。地面があるのは、東区の斜め通りの街道沿い、伏籠川沿いぐらいだと思っていいです。お昼に発寒で弁当を食べています。

発寒は今の発寒神社のあたりです。幕末にその辺りから川に向かって開かれています。そこのどこかというところまではわかりませんが、誰かの家か、神社かもしれません。村落になっていて、10年前に移住して、20軒あるとか書いています。発寒は、安政4年くらいに開拓開始といわれています。その後、作物の話や土地がいいと書いてあって、2時になってから出発して、「林荊ヲ経過ス」と木が生えていて、トゲのあるブッシュの中を歩いて、4時に札幌に着いたと記しています。

札幌では「大主典已下出迎」てくれています。大主典は十文字龍介だと思います。 島の副官をやっていた人です。それ以下の開拓使の役人たちが出迎えをしたというこ とです。

次の4行ぐらいは、その当時の札幌の様子を見て評価したところです。

最終的には、「昨年判官嶋団右衛門雪中所経営也」と書いていますが、「嶋団右衛門」というのは島義勇のことです。雪中にやったことが「本府経営甚広大也」ということで、広大な本府経営をしたということです。柵と門をつくったとか、大きな道路をつくってその両側に役宅があるとか、「学校・病院建設地割」とあるので、まだ建物を建てていないけれども、地割をしているということが書いてあります。

これを読む限り、『石狩国本府指図』と言って、島義勇がつくっただろうと言われる札幌本府をつくる時の計画図を見て言っていると思います。実地の様子を見るというより、五十間とか奥行き六十間というふうにあらわされています。「本府之地割三町四方」とあります。『石狩国本府指図』では、たしか300間四方となっていたと思いますが、それを「三町四方」としています。道幅のことなどが書かれております。

そして、島に対する評価として、「会計出入成算至而疎洩」と言っています。それで、やむを得ないが、東久世が東京へ行って転任させたと書いています。実際のことはもっと複雑だということは何度かお話ししていると思います。

もし聞いていない方は、公文書館のホームページを見ていただくと講演録がありますので、それで探していただくと、島が上京してからどんなことがあったかということを説明しているところがあると思います。ただ、「其成績規模之広大ナル所感賞也」ということで、すごく大きい事業をやったものだと感激しています。

1泊して次の日になって、開墾地を見分しています。どうも東久世は後の札幌村のほうへ行ったようです。「慶応三年徳川氏移民存在セリ」という言い方をしています。 慶応2年から大友亀太郎が経営を始めて、慶応2年から移民を入れたのですが、3年と書いています。つくっているのは、そばときびで、熟しているとあります。

「今年移住民」というのは、島義勇が部下に命令して山形県と新潟県で募集した移民たちに関する話です。「伐木未終功」ですから、まだ開墾地の木を切り倒すのが終わっていない段階だということです。「蕎麦ノミ生セリ」ですから、そばしかできていないということです。 4年目の開墾地は、3種類が熟しているのですが、1年目の開墾地はそばしかないという言い方は、年数によって比べて評価しているということになるのでしょう。「雖然既二十町余開墾セリ」ですから、一丁一角が10個分くらいはもう開かれているということです。

それ以外に、「新川開設シノロニ通ス、佐々木貫三堀之、運輸之便ヲ計、銭函ノホンナイニ達センコトヲ企ツ」と書いています。これは前回の講演では話さなかったのですが、大友亀太郎が用水路として南3条のところから堀を掘って、俗に大友堀と言われています。佐々木貫三が、3年7月に銭函から薪などを運送する時に、運送賃がすごく高いのを安くするために、銭函と札幌の間に堀を掘ったらいいと提案します。佐々木は、二宮尊徳の弟子か孫弟子らしく、大友亀太郎による札幌村の開墾の書類にこの人の名前も一緒に出てきます。二宮尊徳の弟子というと、農業経営とか開墾の技術や知識を持っている人という評価になります。そして、十文字大主典は島義勇に対して、佐々木を登庸することを進言しています。

佐々木の提案によると、銭函から札幌までの薪の運賃で2,000両かかるのだそうです。うまく札幌から銭函までの運河をつくると運送料は半額で済むという計算をして、1,000両浮くから、その1,000両で堀をつくるという提案だったのです。とりあえず、それでいいということになって、堀をつくります。

堀はどういうふうにつくっていくかというと、「新川開設シノロニ通ス」という言い方をしています。これは、創成川の北6条から麻生の北側今の水再生プラザの北外れのところに琴似川が流れていて、そこまで堀を掘ります。3年9月にはその琴似川まで掘り終わっていたようです。

この「シノロニ通ス」というのは、そこから琴似川を下ると、篠路駅前や篠路神社の前を通って伏籠川に流れ込み茨戸のあたりで石狩川に合流するという意味になります。つまり、麻生のところまで堀を掘ったから、とりあえず琴似川を使って篠路に通じているということを書いています。この新川は、今の新川とは違います。当時は、新たに堀を掘るとみんな新川と言っていたのです。皆さん、大友堀のことはご存知と思いますが、実は公式に大友堀と言われたことは一度もないです。あれは、あくまでも後世に大友亀太郎が掘ったから大友堀と言われているだけで、当時は新川ないしは新堀などと言われていました。

この後、4年の春や5年に、麻生のところから銭函へ向かって堀を掘るという計画や茨戸へ向けて堀を掘るなど提案されますが、結局、実現しませんでした。そして、

道庁の時代になって、明治19年麻生のところから北の茨戸までの水路と20年に今 の新川に当たる水路が開削されます。これは、どちらも役割は湿地排水です。先ほど 言ったように、函館本線の北側は湿地帯だったので、湿地帯の水を抜くのが主たる目 的でした。ただ、創成川の方は、その後、明治28年から2年ほどかけて、札幌から 茨戸までの札幌茨戸間運河となり、それにあわせて石狩川を少し下った花畔から銭函 へ向かう運河をつくって、札幌と銭函は明治30年になって運河で結ばれることにな ります。考え方としては、その原型がこの明治3年に一つ提案されたということにな ると思います。

# 2,明治3年10月開拓方針と予算計画

この時の報告または現状把握に基づいて、今後どうしようかと決めていくことにな ります。具体的に札幌のことを決める前に、開拓使全体の方針を決めていきます。

開拓使全体の方針というのは、何回か、非常に大ざっぱな案として出てきますが、 これも大ざっぱで、とりあえずこういうふうに経営してこうかという程度の方針です。 実は、当時の会計は、10月始まり、9月締めなのです。この時に決めた会計年度 は、今度は3年10月から4年12月までという変な会計年度になっています。今の ように会計年度を意識して予算とか決算をつくっている時代ではなくて、年貢が上が ってくるのが秋ですから、その頃に収入が上がって、それを各省庁で取り合っていく という感じの予算の決め方です。ただ、定額金ということで、開拓使だと幾ら、民部 省だと幾らと、1年間分の定額金が決められる形での予算決定です。

そのために、開拓使も経営方針をつくって提出します。それが資料②で9カ条です が、10月3

日に提出した ようです。

恐らく判官

の岩村通俊や

権判官の得能

や杉浦らが、

東久世が巡視

に行く前に協

議してこの方

針書をつくっ

たと思われま

②開拓施政の同並指令

北海道開拓ノ儀ニ付左ノ件々奉伺候

- 一西地ハ既ニ東地ト異リ人民蕃殖致シ居候ニ付漁猟稼ノ者共ヨリ総テ現品二分税
- 一東地ハ未タ人煙不足ノ場所ニ付当分御直扱トシテ可成丈人民移住為致追々其蕃 殖二随ヒ西地ノ振合二准シ相当ノ収税二可相改北見州ノ儀モ是又同断ノ処置可 仕候事
- 一札幌建府ノ儀何分速急ノ目途難相立先ツ同所へ許多ノ人民移住為致戸口蕃殖ノ 上漸々開府ノ手順ニ相運ヒ候事 (略)
- 一札幌郡へ常備兵一小隊兵部省ヨリ被差出開拓使得指揮候様御沙汰有之度且軍艦 二艘為海防平常北海道全島樺太へ懸ケ回航致シ開拓ノ援備ニ相成候様仕度事 但箱館へハ現今常備兵二小隊程ハ有之候事

明年季春ヨリ秋末二掛ケ三職ノ内北海道御巡見有之度事

十月三日

す。その後、 (予算案は別紙②) 東久世は西地

(『府県史料』国立公文書館)

と東地の漁業地帯と開拓を進行させた地域の視察に行き、岩村は東京へ行って、伺い を立てて方針を決めてくるという分担だったようです。

なぜ函館でそういうことを決めるかという話ですが、長官が赴任していますので、 函館が本庁という言い方になります。函館本庁という言い方はしませんが、そこが主 宰をして政策決定をする形になります。根室、札幌、宗谷の判官たちは、函館の長官 がいるところへお伺いを立てて、函館詰の岩村判官、杉浦誠権判官、得能権判官たち が開拓使の幹部として方針を検討し、決定していくという形をとっています。函館で 開拓使の方針を決めて岩村が政府に提案に行ったという形です。

今回の話に関係する4ヶ条分を見てみましょう。、一つ目は、「西地ハ」とあります。これはどこかというと、当時の西地は、今で言う後志と石狩の海岸線です。当時だとそれに札幌の辺りぐらいまで入るかというところです。

北海道の場合、蝦夷地だったころは、西蝦夷地と東蝦夷地という言い方をして、それに北蝦夷地を入れる場合もあります。北蝦夷地は樺太のことで、北海道のほうは南蝦夷地や南地という言い方をしています。北海道はさらに知床半島の先から山の稜線をたどって西の端は黒松内のあたりまで線を引いて、南側のほうが東蝦夷地、北側が西蝦夷地といっていて、それに合わせて東地と西地としています。ただ、開拓使ができて、判官たちに管轄地域を分けた時に、西地は島判官の担当地域になって、管轄地は後志と石狩となってしまったので、西蝦夷地からは狭くなっています(講演でのこの説明は誤りでした。この文の西地は西蝦夷地のことと理解すべきでした)。

資料に戻りますと、「西地ハ既ニ東地ト異リ人民蕃殖致シ」とありますが、西地の 方が東地と比べて人びとが多くいて、漁猟稼の者たちがいます。漁業が発達していた ので、漁業をやっている人から税金を取り、その取った収入で開拓使の経営をしょう という意味です。

ここに「二分税」と書いていますが、3割2分5厘の2分ではなくて、五分五分のほうの二分です。ですから、2割です。近世の蝦夷地の漁業税は、小前漁民と言いまして、独立して漁業をする漁民たちから漁獲高の2割を税として納めさせていました。そういう漁民のことを二八取と言っていますが、その「二」がこの二分税のことです。西地には人がたくさんふえていて、漁業も盛んだから2割の税金を取りますということです。

それに対して、東地は、人員不足の場所なのでということで、しばらくは直扱いとしてということです。これはなかなか難しいのですが、開拓使が直営して、直接管轄してというくらいの意味にとっておきましょう。人民を移住させて、おいおい、人がふえてくるに従って、西地の様子に準じて税金を取りましょうとしています。それに対して、東地、太平洋側の北海道は余り人が多くなくて、漁業も発達していなかったということです。

それに加えて、北見州のことも載っています。北見州は、今で言うと、網走の振興局と宗谷総合振興局の両方を合わせた分です。人口が少ないので、人口がふえたら税金をかけましょうということです。本来西地の範囲ですが、人口が少ないため特別扱いのようです。

幕末に開港した後、ロシアが千島列島を回って迫る力よりも、樺太から南下する力が強かったのです。実際に樺太では戦争の直前ぐらいまでなっているのがこの時期です。幕末から明治に入って3年、4年ぐらいまではそういう状況です。それがあるため、西地のほうに早く人をふやして、日本の土地として確保しようとしたのだろうと思います。

開港するまでは、西地の漁民たちの越冬は許可されなかったのですが、安政4年頃から越冬してもいいことになって、西地のほうは人口が増えていきます。

三つ目は、「札幌建府ノ儀何分速急ノ目途難相立」ですから、早くつくる目途が立たないということです。なぜかというのはなかなか難しいのですが、一番は資金の問題だろうと思います。

たくさんのお金をかけても、役人の家と本庁があればいいわけではなくて、そこにいろいろな物資が流れてくるような流通関係をつくらなければならないということです。江戸時代で言う町人たちが近くにいないとならないし、さらに、そこへ運んでいく物資が周りになくてはいけないわけです。その辺の目途が立たないと理解していま

す。

「先ツ同所へ許多ノ人民移住為致」というように多くの人を移住させて、「漸々開府ノ手順」にしましょうとなります。人口が増えてからにしましょうと考えているということを言っています。

この辺の言葉は、きょうのテーマと比べると、それに反した意味になります。この 後、これがひっくり返るということになります。

最後は、札幌に軍隊を置いておきたいということです。これは、対ロシアの樺太での事件に合わせてということと思います。ただ、おもしろいのは、「兵部省ヨリ被差出」とあります。兵部省が軍隊統括機関ですから、兵部省が札幌郡に常備兵を駐屯させるということです。

次の部分が少し難しいのですが、「開拓使得指揮候様御沙汰有之度」というのをどう解釈するか。兵部省の指揮を開拓使が得るのか、兵部省から派遣された常備兵を開拓使が指揮するという沙汰を出すのかで、意味が全く分かれてしまうのです。

恐らく、この時はまだ鎮台もできていません。つまり、後に言う七師団のような地域の軍隊の指令所がないのです。多分、この頃はまだ東京に兵部省があるため、樺太でロシアと何か危なくなってきた時、東京へ報告して指示を待つのは時間がかかります。それだと、どれくらいかかるのか、蒸気船でも10日、20日とかかるのではないでしょうか。函館東京間で早くても2~3日ぐらいかかっていますので、開拓使からの指揮を得るように指令があると、札幌で軍隊を出せという指示を出せます。そう解釈したほうがいいと私は思っています。

軍艦二艘を用意して北海道樺太を回航することが開拓の援護になるとも言っています。多分、この頃、日本は周辺の海でも制海権を持てるほどの軍艦を持っていないので、樺太とか北海道の周辺を日本の軍艦が回ってちゃんと制海権を確保するという意味かととっています。

最後に、ただし書きの格好で、来年「三職ノ内」ですから太政官政府の幹部が北海道を巡見して欲しいと言っています。そして樺太と北海道に関する方針を決めて欲しいと言うことです。実際にこれは4年になって行われます。

以上に関する伺いへの指示は、軍隊の派遣についてはもう少し考えてから指示を出すと言うこと、それ以外の伺いに関しては、伺いのとおりという指示が出ています。ですから、軍隊を派遣すること以外、みんなこの方針で行くことになったということです。

開拓使の方針案に、さらにこんなものがついています。プロジェクター画像では表が大きくて見にくいので、2-1の資料を見てください。後ろのほうに付属したものです。

3年10月から1年間の政策決定をして、それに伴う経費をどういうふうに使うかといういわゆる予算案です。上の部分は収入です。定額金、定額米と書いています。 政府の資金を定額金としてもらっています。13万両です。

本来、定額米はお金ではなくて「九千石」と書かれるべきです。私が使った原表には石高は書いていなくて、72,000両という金額だけしか書いていませんでした。当時、一石8両換算しているのですが、ちょうど72,000両ということになります。これがお金と同じ扱いということになります。それ以外にもいろいろなところで、北海道の生産物の売り上げ代とか税金を取るという分が収入になって、総額で3年10月から予算的には4年の9月までだと思いますが、収入が762,000両ぐらいという予測を立てています。

支出は「函館松前江差」の項から「東京」の項までです。この支出でも、今で言う

と、経常費といいますか、通常使うほうの金額です。ですから、役所費用です。それ

を見ていただ くと、函館、 松前、江差だ と、職員の官 禄ですから給 料です。ま た、四つ目が 筆墨費となっ ていますが、 紙と筆の代金 です。今の私 たちで言うと コンピュータ 一代というこ とになるので しょう。

ただ、これ だけを見る と、まずいと 感じません か。

函館、松 前、江差の費 用をこういう ふうに使うと なっているの ですが、実 は、松前、江 差というの は、この時は まだ松前藩の 領地ですか ら、松前藩の 領地のことを 指しているわ けではなく松 前と江差の海 関(官)所の ことです。開 拓使は道内の 産品を内地へ 持っていく時 に、運上金と いう税金を取

一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次	──資料②-1
72,000.00   定額米   東地座物売払代   200,000.00   00   西地収   元払代   200,000.00   西地収   元払代   200,000.00   西地収   元払代   200,000.00   西崎原市収   6 海関所収   6 海関   6 海関所収   6 海関   6 海域   6 海関   6 海国	
東地産物売払代   東地産物売払代   西地政税之産物売払代   西地政税之産物売払代   西地政税之産物売払代   10,000,00   西雄市   日本政	
200,000,000   西地収税之産物売払代   6海関所収税   2,500,00   回館上所収税   2,500,00   回館付近村々貸付金年賦   1,803,21   外国人取立地税   55,406,00   現館社所収税   55,406,00   現館社所収税   55,406,00   現館社所収税   56,406,00   現館社所収税   57,200,00   最長   58,042,00   日本   58,	
130,000.00   6 海側所収税   10,000.00   10,000.00   回館市在諸稅分   回館市在諸稅分   回館市在諸稅分   回館市在諸稅分   回館市在諸稅分   回館市在諸稅分   回館市在諸稅分   回館市在諸稅分   回館市在諸稅分   回館市在諸稅   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	
10,000.00   函館軍上所収税   函館軍上所収税   函館市在諸税分   2,500.00   函館付近村本貸付金年賦   1,803.21   外国人取立地税   小国人取立地税   小国人取立地税   小国人配立   一級人合計   一級人名   一級人名   一級人名   一級人名   一級人名   一級人名   一級人名   一级人名   一级的人名   一级人名	
2,500.00 2,500.00 1,803.21 1,803.21 762,016,21	
2,500.00 1,803.21 762,016.21	
2,500.00 1,803.21 (1,803.21 (1,803.21 (1,803.21 (1,803.21 (1,803.21 (1,803.21 (1,803.21 (1,803.21 (1,803.21 (1,803.21 (1,803.21 (1,803.21 (1,803.21 (1,803.21 (1,803.21 (1,803.21 (1,803.21 (1,803.00 (1,803	
1,803.21	证额
一切	ALES (10.7)
函館松前江差   場員官禄1年分   場員名場所出張等手当   4,055,12   役を営締道編其他   人名   人名   人名   人名   人名   人名   人名   人	
55, 406, 00	
7, 200. 00	
4,055.12 3,600.00 4,800.00 4,800.00 10,746.00 8,042.00 94,309.12 四部 10,746.00 94,800.00 94,800.00 95,860.00 95,860.00 96,710.00 96,710.00 97,200.00 96,867,710.00 97,200.00 98,960.00 98,960.00 98,290.00 98,290.00 91,242.00 21,242.00 226,063.32 35,951.23 四月期拓施設等 6,000.00 第5,951.23 四月期拓施設等 6,000.00 第6,000.00 第6,000.00 第5,960.00 98,290.00 98,200.	
3,600.00	
4,800.00 松前江差海関所軍墨紙小 10,746.06 腐骸結料等 8,042.00 腐鮨市街年寄当初入費 94,309.12 西部 札幌小樽積丹美国古平忍路厚田岩印 35,710.00 現線員官録1年分 4,800.00 寿傷所入用筆墨代等 3,600.00 各場所本陣用達給料等 3,600.00 各場所本陣用達給料等 65,710.00 東部 幌泉浦河線似三石 2,670.00 東部 幌泉浦河線似三石 2,670.00 表場所委人他給料 31,992.20 各場所委人他給料 12,810.00 東京 大阪新潟其他諸港会所出張等 12,810.00 東京 大阪新潟其他諸港会所出張等 17,327.00 北海道其他出張の官員旅 2,715.00 北海道其他出張の官員旅 1,200.00 東墨紙其他 21,242.00 合計 226,063.32 5ヶ所分合計 535,951.23 差引残金 内開拓施設等 6,000.00 類組代移住農民家屋新等 6,000.00 類組代科科科 4,900.00 集地元請負人より買入船 4,900.00 無地元請負人より買入船 4,900.00 無地元請負人人用 5,760.00 四部記2郡上人への貸付 6,000.00 西部12郡上人への貸付 6,000.00 西部12郡上人への貸付 6,000.00 西部12郡上人のり 4,400.00 無人人足台料・ 8,553.20 札幌移住農民への日ごと支 4,320.00 木幌居住農民大助米 4,320.00 木幌居住農民大助米 4,320.00 木幌居住農民大民給料・ 4,282.20 小計	
10,746.00   函報部科等   8,042.00   四額市街年寄当初入費   94,309.12   四部   札幌小樽積丹美国古平忍路厚田岩田   35,710.00   無数部子宮海官所筆墨代等   3,600.00   分場所入用筆墨代等   3,600.00   分場所を管轄道籍修繕   5,710.00   分場所を管轄道籍修繕   5,710.00   方計   東部   幌泉浦河線以二石   2,670.00   29,322.20   31,992.20   2,670.00   東部   大阪新潟其他諸港会所出張等   12,810.00   東京   大阪新潟其他諸港会所出張等   17,327.00   北海道其他出張の官員旅   1,200.00   主報其他   2,242.00   2,715.00   北海道其他出張の官員旅   1,200.00   重聖紙其他   2,242.00   2,242.00   2,242.00   2,242.00   2,242.00   2,242.00   2,242.00   2,240.00   2,240.00   2,240.00   2,240.00   2,760.00   2,760.00   2,760.00   2,760.00   2,760.00   2,760.00   2,760.00   2,760.00   2,760.00   2,760.00   2,760.00   2,760.00   2,760.00   2,760.00   2,400	
8,042.00	遺給料他
西部   一根水小棒積丹美国古平忍路厚田岩    一根水小棒積丹美国古平忍路厚田岩    一根   一根   一根   一根   一根   一根   一根	
西部   札幌小樽積丹美国古平忍路厚田岩    銀員官禄1年分   4,800.00	
西部	
35,710,00   職員官禄1年分   4,800,00	9古宇寿都浜益高島石鈴
4,800.00 寿都手宮海官所筆墨代等 3,600.00 各場所人用筆墨代等 7,200.00 各場所本陣用達給料等 65,710.00 東部 幌泉浦河線似三石 2,670.00 東部 保泉浦河線似三石 2,670.00 基場所番人他給料 31,992.20 各場所番人他給料 31,992.20 各場所番人他給料 12,810.00 職員官禄其外入用 東京 大阪新潟其他諸港会所出張等 17,327.00 北海道其他出張の官員於 1,200.00 筆墨紙其他 21,242.00 合計 226,063.32 5ヶ所分合計 330,000.00 無期抵他設等 6,000.00 新館其他役宅等修復 30,000.00 無規移住農民家屋70棟割 4,900.00 無地元請負人より買入船 4,900.00 無地元請負人より買入船 88,290.00 無難元請負人より買入船 88,290.00 無難元計役等 21,600.00 西部12郡土人への貸付・6,000.00 西部12郡土人への貸付・6,000.00 西部12郡人馬遣私人用 8,000.00 西部12郡人馬遣私人用 8,000.00 西部12郡人馬遣私人用 8,000.00 西部12郡土人への貸付・6,000.00 西部12郡人用	The state of the second page 64-32
3,600,00 各場所入用筆墨代等 14,400,00 各場所本陣用達給料等 7,200,00 各場所後と言緒道橋修繕 65,710,00 東部 幌泉浦河縁以三石 2,670,00 職員百録 29,322,20 各場所番人他給料 31,992,20 合計 外二諸経費未計上 北部 根室宋世千島 12,810,00 職員官課其外入用 東京 大阪新潟其他諸港会所出張等 17,327,00 北海道其他出張の官員旅 1,200,00 筆墨紙其他 21,242,00 合計 226,063,32 5ヶ所分合計 535,951,23 差引残金 内間拓施設等 6,000,00 無短兵務住民家屋70棟務 6,000,00 無地元請負人より買入船 4,900,00 規線移住民家屋新築 22,390,00 規線移住民家屋新築 25,000,00 東地元請負人より買入船 88,290,00 小計 3,500,00 原館近在村々へ種貸付 2,760,00 原館近在村々へ種貸付 2,760,00 原部12郡大人用 2,760,00 原部12郡大人用 2,760,00 西部12郡大人の貸付・6,000,00 西部12郡大体入用 2,160,00 西部12郡大降大用 2,160,00 西部12郡大降大用 65,860,00 小計 8,000,00 地税移住農民への扶助米 4,320,00 札幌移住民へ一日ごと表 1,404,00 職人人足合料・薪炭塩噌 3,200,00 根室入用米 8,775,00 職人人足給料・薪	
14,400.00   各場所本陳用達給料等	
7,200.00 各場所役宅営繕道橋修繕 68,710.00	
(55,710,00   上海   大阪   大阪   大阪   大阪   大阪   大阪   大阪   大	Astr
東部 幌泉浦河様似三石 29,322.20 各場所番人他給料 31,992.20 合計 外二諸経費末計上 北部 根室宋也千島 12,810.00 職員官禄其外入用 東京 大阪新潟其他諸港会所出張等 17,327.00 職員官禄 1,200.00 地海道其他出張の官員旅 1,200.00 筆墨紙其他 226,063.32 5ヶ所分合計 535,951.23 产引残金 内開拓施設等 6,000.00 箱館其他役宅等修復 30,000.00 精館其他役宅等修復 30,000.00 規線移住民家屋70棟第 22,390.00 早地元請負人より買入船 88,290.00 小計 3,500.00 原館近在村々へ種貸付 2,760.06 原館他病院入用東代等 2,400.00 西部12郡人用 3,500.00 西部12郡人用 6,000.00 西部12郡人用 6,000.00 西部12郡人用 6,000.00 西部12郡人用 6,000.00 西部12郡人用 6,000.00 西部12郡人用 8,000.00 西部12郡人用 8,000.00 大夫 大夫 大田	- 中
29, 322. 20 各場所番人他給料 31, 992. 20 古計 外二諸経費未計上 北部 根室末也千島 12, 810. 00 職員官禄其外入用 東京 大阪新潟其他諸港会所出張等 17, 327. 00 北海道其他出張の官員旅 1, 200. 00 北海道其他出張の官員旅 1, 200. 00 筆墨紙其他 21, 242. 00 合計 226, 063. 32 方ヶ所分合計 535, 951. 23 产別稅金 内開拓施設等 6, 000. 00 箱館其他役宅等修復 30, 000. 00 集気船代 4, 900. 00 東地元請負人より買入船 4, 900. 00 東地元請負人より買入船 88, 290. 00 東地元請負人より買入船 3, 500. 00 原館近在村々へ種貸付 2, 760. 00 原館近在村々へ種貸付 2, 760. 00 原館地病院入用東代等 2, 400. 00 西部12郡人用 6, 000. 00 西部12郡人用 8, 000. 00 西部12郡人用 8, 000. 00 西部12郡人用 8, 000. 00 大夫 00 大夫 00 大人民 00 大人用 8, 000. 00 大夫 00 大人用 8, 000. 00 大夫 00	
29, 322, 20   合場所番人他給料   31, 992, 20   合計 外二諸経費未計上   北部   根室宋也千島   根室宋也千島   東京   大阪新潟其他諸港会所出張等   17, 327, 00   職員官禄其外入用   東京   大阪新潟其他諸港会所出張等   17, 327, 00   北海道其他出張の官員旅   1, 200, 00   筆聖紙其他   21, 242, 00   合計   26, 063, 32   5ヶ所分合計   23, 55ヶ所分合計   23, 55, 951, 23   差引残金	
12,810.00   日本   12,810.00   日本   12,810.00   日本   17,327.00   日本   17,327.00   日本   17,327.00   日本   17,327.00   日本   17,327.00   日本   17,327.00   日本   18,200.00   日本   18	
北部   根室宋也千島   12,810.00   職員官禄其外入用   東京   大阪新潟其他諸港会所出張等   17,327.00   職員官禄   1,200.00   北海道其他出張の官員旅   1,200.00   筆墨紙其他   21,242.00   合計   226,063.32   5ヶ所分合計   535,951.23   差引残金     23,000.00     4,900.00     2,390.00     4,900.00     4,900.00     4,900.00     4,900.00     4,900.00     4,900.00     4,900.00     4,900.00     4,900.00     4,900.00     4,900.00     4,900.00     4,000.00     4,000.00     4,000.00     4,000.00     4,000.00     4,000.00     4,000.00     4,000.00     4,000.00     4,000.00     5,000.00	
北部 根室末也千島	
12,810.00   職員官禄其外入用   東京   大阪新潟其他諸港会所出張等   17,327.00   職員官禄   2,715.00   北海道其他出張の官員旅   1,200.00   筆墨紙其他   21,242.00   合計   226,063.32   5ヶ所分合計   535,951.23   差引残金   方所括施設等   6,000.00   第氫其他役宅等修復   30,006.00   4,900.00   無気船代   8人上   8,290.00   東地元請負人より買入船   88,290.00   小計   3,500.00   東地元請負人より買入船   3,500.00   東地元請負人より買入船   2,760.00   西館北部大馬遺俗   760.00   西館北部大馬遺俗   760.00   西館北部大馬遺俗   760.00   西部12郡土人への貸付・6,000.00   西部12郡土人への貸付・6,000.00   西部12郡土人への貸付・6,000.00   西部12郡人馬遺俗   1,600.00   大幌移住農民   1,000.00   大幌移住民   1,000.00   大幌移住民   1,000.00   大幌移住民   1,000.00   大幌移住民   1,000.00   大幌移住民   1,000.00   大泉	
東京 大阪新潟其他諸港会所出張等   17,327.00   職員官禄   2,715.00   北海道其他出張の官員旅   1,200.00   筆墨紙其他   21,242.00   合計   226,063.32   5ヶ所分合計   535,951.23   差引残金     方明拓施設等   6,000.00   第鉱其他役宅等修復   30,006.00   4,900.00   無気船代   4,900.00   東地元請負人より買入船   22,390.00   東地元請負人より買入船   25,000.00   東地元請負人より買入船   3,500.00   小計   3,500.00     回館此病院入用東代等   2,400.00     四部12郡大凡用   21,600.00   西部12郡大凡用   西部12郡大凡用   6,000.00   西部12郡大馬遺協   65,860.00     小計   2,160.00     1,404.00     1,404.00     1,404.00     1,404.00     1,404.00     1,282.20     小計   3,200.00     12,870.00     長天和   大民給料   大財米   1,282.20   小計   1,282.20   小計   1,282.20   小計   1,282.20   小計	
17, 327, 00 職員官禄 2, 715, 00 北海道其他出張の官員旅 1, 200, 00 筆墨紙其他 21, 242, 00 合計 226, 063, 32 5ヶ所分合計 535, 951, 23 差引残金 内開拓施設等 6, 000, 00 箱館其他役宅等修復 30, 000, 00 集気船代、株務住農民家屋70棟割 22, 390, 00 集地元請負人より買入船 88, 290, 00 東地元請負人より買入船 88, 290, 00 小計 3, 500, 00 原館近在村々へ種貸付 2, 760, 00 原館的近在村々へ種貸付 2, 760, 00 原館的主都大用東 21, 600, 00 西部12郡大用の首付・6, 000, 00 西部12郡大馬遺俗精設 6, 000, 00 西部12郡大馬遺俗精設 6, 860, 00 小計 2, 160, 00 西部12郡大馬遺俗精設 6, 860, 00 大夫院を農民扶助米 8, 553, 20 札幌移住農民への扶助米 4, 320, 00 札幌移住農民への扶助米 8, 575, 00 職人人足給料・薪炭塩噌 3, 200, 00 長東の人用米 8, 775, 00 職人人足給料・薪炭塩噌 3, 200, 00 保東入用米	
2,715.00 北海道其他出張の官員除 1,200.00 筆墨紙其他 21,242.00 合計 226,063.32 5ヶ所分合計 535,951.23 差引残金 内開拓施設等 6,000.00 箱館其他役宅等修復 30,000.00 集気給代 4,900.00 無域完整新築 22,390.00 東地元請負人より買入船 88,290.00 東地元請負人より買入船 88,290.00 原館近在村々へ種貸付 2,760.00 原館他病院入用菓代等 2,400.00 西部12郡大人用 21,600.00 西部12郡大人用 6,000.00 西部12郡大人用 6,000.00 西部12郡大局遺俗 4,900.00 西部12郡大人市遺行 6,000.00 西部12郡大局遺俗 6,000.00 西部12郡大局遺俗 6,000.00 西部12郡大局遺俗 6,000.00 西部12郡大局遺俗 4,320.00 木幌居住農民扶助米 4,320.00 木幌居住農民大助米 4,320.00 木幌移住民へ一日ごと支 1,404.00 職人人足一年分支給米 8,775.00 職人人足給料・薪炭塩噌 3,200.00 快変入用米 8,775.00 職人人足給料・薪炭塩噌 3,200.00 快変入用米	
1,200,00 筆里紙其他 21,242,00 合計 226,063,32 5ヶ所分合計 535,951,23 差引残金 内開拓施設等 6,000,00 第鎮其他役宅等修復 30,006,00 蒸気船代 4,900,00 終現移住農民家屋70棟第 22,390,00 無地元請負人より買入船 88,290,00 明館近在村々へ種貸付 2,760,00 原館近在村々へ種貸付 2,760,00 原館地病院入用薬代等 2,400,00 西部12郡本陸入用 21,600,00 西部12郡大人の貸付・6,000,00 西部12郡大人の賃付・6,000,00 西部12郡大人の賃付・6,000,00 西部12郡大人の賃付・6,000,00 西部12郡大馬遺松入用 8,000,00 西部12郡大人馬遺松入用 8,000,00 西部12郡大馬遺松入用 8,000,00 大夫財子 大規移住農民への扶助米 4,320,00 木規移住民へ一日ごと支 1,404,00 職人人足一年分支給米 8,775,00 職人人足合料・薪炭塩噌 3,200,00 根変入用米	dts Ade
21, 242.00     合計       226, 063.32     5ヶ所分合計       535, 951.23     差引残金       内開拓施設等     箱館其他役宅等修復       6,000.00     蒸気船代       4,900.00     株幌移住農民家屋70棟第       22,390.00     東地元請負人より買入船       88,290.00     小計       3,500.00     國館近在村々へ種貸付       2,760.00     國館地病院入用薬代等       2,400.06     西部12郡太陽八月       21,600.00     西部12郡人馬遺松,       8,000.00     西部12郡人馬遺松,       6,000.00     西部12郡大馬遺松,       8,000.00     大規居住農民扶助米       4,320.00     札幌移住農民への扶助米       4,320.00     札幌移住民へ一日ごと支       1,404.00     職人人足給料・薪炭塩噌       3,200.00     根京八方。       12,870.00     宋也農民土民給料扶助米       41,282.20     小計	JU VP
226, 063, 32   5ヶ所分合計   5ヶ所分合計   535, 951, 23   差引残金   内開拓施設等   6,000,00   箱館其他役宅等修復   30,000,00   抵幌移住農民家屋70棟第   4,900,00   机幌移住農民家屋70棟第   22,390,00   東地元請負人より買入船   88,290,00   小計   3,500,00   函館近在村々へ種貸付   2,760,00   函館他病院入用菓代等   2,400,00   西部12郡太凡用   21,600,00   西部12郡太凡用   6,000,00   西部12郡太馬遺松   4,000,00   西部12郡太陽之所   4,000,00   西部12郡太陽之所   4,000,00   大幌移住農民米助米   8,653,20   札幌移住農民への扶助米   4,320,00   札幌移住民へ一日ごと支   4,320,00   札幌移住民へ一日ごと支   1,404,00   職人人足給料・薪炭塩噌   3,200,00   根東入用米   5,775,00   職人人足給料・薪炭塩噌   3,200,00   長東入用米   5,870,00   宋也農民土民給料扶助米   41,282,20   小計	
内開拓施設等   23   差引残金	
内開拓施設等	
6,000,00 箱館其他役宅等修復 30,000,00 蒸気船代 4,900.00 札幌移住農民家屋70棟新 22,390.00 架場発住民家屋新築 25,000.00 東地元請負人より買入船 88,290.00 小計 3,500.00 腐館近在村々へ種貸付 2,760.00 腐館也病院入用薬代等 2,400.00 西部12郡土人への貸付・ 6,000.00 西部12郡人馬遺払入用 8,000.00 西部12郡人馬遺払入用 8,000.00 西部12郡人馬遺払入用 2,160.00 小計 2,160.00 木幌居住農民扶助米 8,553.20 札幌移住農民への扶助米 4,320.00 札幌移住民へ一日ごと支 1,404.00 職人人足一年分支給米 8,775.00 職人人足給料・薪炭塩噌 3,200.00 根室入用米 12,870.00 宋也農民土民給料扶助米 41,282,20 小計	
30,000.00	
4,900.00	
4,900.00	
22, 390, 00     幌泉移住民家屋新築       25, 000, 00     東地元請負人より買入船       88, 290, 00     小計       3, 500, 00     函館近在村々へ種貸付       2, 760, 00     函館他病院入用薬代等       2, 400, 00     西部12郡土人への貸付・       6, 000, 00     西部12郡人馬遺松入用       8, 000, 00     西部12郡人馬遺松入用       65, 860, 00     小計       2, 160, 00     札幌居住農民扶助米       8, 553, 20     札幌移住民への扶助米       4, 320, 00     札幌移住民へ一日ごと支       1, 404, 00     職人人足一年分支給米       8, 775, 00     職人人足給料・薪炭塩噌       3, 200, 00     根室入用米       12, 870, 00     宋也農民土民給料扶助米       41, 282, 20     小計	560
25,000.00     東地元請負人より買入船       88,290.00     小計       3,500.00     腐館近在村々へ種貸付       2,760.00     腐館也病院入用薬代等       2,400.00     西部12郡本陣入用       21,600.00     西部12郡人馬遣松入用       8,000.00     西部12郡人馬遣松入用       8,000.00     小計       2,160.00     小計       8,553.20     札幌移住農民への扶助米       4,320.00     札幌移住民へ一日ごと支       1,404.00     職人人足一年分支給米       8,775.00     職人人足給料・薪炭塩噌       3,200.00     根変入用米       12,870.00     宋也農民土民給料扶助米       41,282.20     小計	7
88, 290, 00 小計 3, 500, 00 腐館近在村々へ種貸付 2, 760, 00 腐館近在村々へ種貸付 2, 400, 00 腐館也病院入用薬代等 2, 400, 00 西部12郡上人への貸付・ 6, 000, 00 西部12郡人馬遣松入用 8, 000, 00 西部12郡人馬遣松入用 8, 000, 00 「四部2郡人馬遣松入用 2, 160, 00 「小計 2, 160, 00 「礼幌居住農民扶助米 4, 320, 00 「礼幌移住農民への扶助米 4, 320, 00 「礼帳移住農民へ一日ごと支 1, 404, 00 「職人人足一年分支給米 8, 775, 00 「職人人足一年分支給米 8, 775, 00 「根率入用米 12, 870, 00 「宋也農民土民給料扶助米 41, 282, 20 「小計	<b>海月年20</b> 00
3,500,00 図館近在村々へ種貸付 2,760,00 図館他病院入用菓代等 2,400,06 四部12郡本陣入用 21,600,00 西部12郡上人への貸付・ 6,000,00 西部12郡人馬遣松入用 8,000,00 図館港荒凶の予備積穀 55,860,00 小計 2,160,00 札幌居住農民扶助米 8,553,20 札幌移住農民への扶助米 4,320,00 札幌移住民へ一日ごと支 1,404,00 職人人足一年分支給米 8,775,00 職人人足給料・薪炭塩噌 3,200,00 根変入用米 12,870,00 宋也農民土民給料扶助米 41,282,20 小計	100 34 AM 1 7 AK
2,760.00   函館他病院入用薬代等 2,400.06   西部12郡本陣入用 21,600.00   西部12郡土人への貸付・ 6,000.00   西部12郡人馬遣松入用 8,000.00   函館港荒凶の予備積穀 65,860.00   小計 2,160.00   札幌居住農民扶助米 8,553.20   札幌移住農民への扶助米 4,320.00   札幌移住民へ一日ごと支 1,404.00   職人人足一年分支給米 8,775.00   職人人足給料・薪炭塩噌 3,200.00   根率入用米 12,870.00   宋也農民土民給料扶助米 41,282,20   小計	
2,400.06     西部12郡本陣入用 21,600.00     西部12郡上人への貸付・ 6,000.00     西部12郡人馬遣松入用 8,000.00     阿館港荒凶の予備積穀 65,860.00     小計 2,160.00     礼幌居住農民扶助米 8,553.20     礼幌移住農民への扶助米 4,320.00     礼観移住民へ一日ごと支 1,404.00     職人人足一年分支給米 8,775.00 3,200.00     根車入用米 12,870.00     宋也農民土民給料扶助米 41,282,20	
21,600.00     西部12郡上人への貸付・6,000.00       6,000.00     西部12郡人馬遣松入用       8,000.00     函館港荒凶の予備積穀       65,860.00     小計       2,160.00     札幌居住農民扶助米       8,553.20     札幌移住農民への扶助米       4,320.00     札幌移住民へ一日ごと支       1,404.00     職人人足一年分支給米       8,775.00     職人人足給料・薪炭塩噌       3,200.00     根承入用米       12,870.00     宋也農民土民給料扶助米       41,282.20     小計	
6,000.00 西部12郡人馬遣松入用 8,000.00 函館港荒凶の予備積穀 65,860.00 小計 2,160.00 札幌居住農民扶助米 8,553.20 札幌移住農民への扶助米 4,320.00 札幌移住民へ一日ごと支 1,404.00 職人人足一年分支給米 8,775.00 職人人足給料・薪炭塩噌 3,200.00 根変入用米 12,870.00 宋也農民土民給料扶助米 41,282.20 小計	
6,000.00 西部12郡人馬遣松入用 8,000.00 函館港荒凶の予備積穀 65,860.00 小計 2,160.00 札幌居住農民扶助米 8,553.20 札幌移住農民への扶助米 4,320.00 札幌移住農民への扶助米 1,404.00 職人人足一年分支給米 8,775.00 職人人足給料・薪炭塩噌 3,200.00 根変入用米 12,870.00 宋也農民土民給料扶助米 41,282.20 小計	撫青科
8,000.00 函館港荒凶の予備積製 65,860.00 小計 2,160.00 札幌居住農民扶助米 8,553.20 札幌移住農民への扶助米 4,320.00 札幌移住民へ一日ごと支 1,404.00 職人人足一年分支給米 8,775.00 職人人足給料・薪炭塩噌 3,200.00 根変入用米 12,870.00 宋也農民土民給料扶助米 41,282.20 小計	WILLIAM FOR STATE OF THE STATE
65,860.00   小計   2,160.00   小計   2,160.00   札幌居住農民扶助米   1,404.00   札幌移住民へ一日ごと支   1,404.00   職人人足一年分支給米   8,775.00   職人人足給料・薪炭塩噌   3,200.00   根変入用米   12,870.00   宋也農民土民給料扶助米   41,282.20   小計	
2, 160, 00 札幌居住農民扶助米 8, 553, 20 札幌移住農民への扶助米 4, 320, 00 札幌移住民へ一日ごと支 1, 404, 00 職人人足一年分支給米 8, 775, 00 職人人足給料・薪炭塩噌 3, 200, 00 根変入用米 12, 870, 00 宋也農民土民給料扶助米 41, 282, 20 小計	
8,553.20 札幌移住農民への扶助米 4,320.00 札幌移住民へ一日ごと支 1,404.00 職人人足一年分支給米 8,775.00 職人人足給料・薪炭塩噌 3,200.00 根変入用米 12,870.00 宋也農民土民給料扶助米 41,282.20 小計	
4,320.00 札幌移住民へ一日ごと支 1,404.00 職人人足一年分支給米 8,775.00 職人人足給料・薪炭塩噌 3,200.00 根変入用米 12,870.00 宋也農民土民給料扶助米 41,282.20 小計	
1,404.00 職人人足一年分支給米 8,775.00 職人人足給料・薪炭塩噌 3,200.00 根変入用米 12,870.00 宋也農民土民給料扶助米 41,282.20 小計	
8,775.00 職人人足給料・薪炭塩噌 3,200.00 根率入用米 12,870.00 宋也農民土民給料扶助米 41,282.20 小計	桁盤
3, 200, 00 根室入用来 12, 870, 00 宋也農民土民給料扶助米 41, 282, 20 小計	16.
12,870.00 宋也農民土民給料扶助米 41,282.20 小計	15
41, 282, 20 小計	
41, 282, 20 小計	萘
A MEN AND THE PARTY OF THE PART	等へ皆付等
10,000,00 根室仕入れ品代・諸入用	H KILL
182, 389.00 東部諸郡土人介抱移民人	<b>非</b> 位
The state of the s	N. or
12.55	
459,821,20 76,131,03 差引残金 4年春の移住目	200 HE 12

るのです。税金を取る役所を海官所と言うのです。海の関所ですね。関税を取るという考え方です。

それを松前藩とは関係なしに開拓使が松前と江差につくるのです。ですから、そこに派遣されるのは開拓使の役人なので、そこの経営に関する部分はここに払われる形になっています。これに松前江差と書いてあるのは、松前江差全般の話ではなくて、あくまでも海官所のことということです。

また、西部には郡名が並んでおります。私は、何も考えず、表にあったとおりに書いたのですが、めちゃくちゃな順です。当時の郡に順位があるからかもしれませんが、今の私たちにとっては、後志支庁と石狩支庁の郡を分けて並べるべきだったと思います。単純に後志支庁と石狩支庁の海岸線だと思っていただければいいです。

函館の項とほぼ同じで、役所費用ですね。寿都と手宮に海官所を同様につくっていますので、その分の経費が入ったりしています。

その次は、東部となっていて、今の日高管内を指しているようで、役所費用で役員 の官禄などが計上されています。その次は北部となっていますが、根室、宗谷、千島 が北部になっています。これは、あくまでも便宜的な分け方でしょう。

また、東京に出張所があります。特に中央政府とのやりとりをする時のために東京に出張所を置いていますので、そこの経費も計上しています。

この5カ所分の合計がここです。226,000両で、収入が762,000両ですから、その浮いた分が535,900両です。事務経費や官禄などを除いて余った分がこれだけなので、それを開拓の経費として見ています。いわゆる事業費です。その余った分の53万両余をどう使うかが「内開拓施設等」の項から下です。53万余を開拓関係の費用としてこんなふうに使いますという内訳が載せてあります。

大ざっぱに言うと、土木建築費、農業関係費、さらに移民や建物をつくったりする 時の職人たちの費用に当たる部分です。大体、そんな三つぐらいの性格分けになりま して、それ以外に雑費のようなものが幾つか載っています。

札幌と書いてあるものだけ太く示しました。建物でいくと、札幌に農民の家を70軒建てるということにしています。それから、移ってきた移民たちに扶助米を出すということもでてきます。居住農民と移住農民を分けているのは、幕末に移ってきた人たちと開拓使が募集した人たちで分けているのだろうと思います。それが如実に出てくるのが3行目です。札幌移住民が1日ごと支給金というのは、募集する時に、毎日のご飯料の料金として移住民に払うことになっていたので、明治に入ってから島判官が募集した移民たちの費用ということになります。あとは、この中でいくと、家を建てる時の人足賃で、大工さんの費用なのでしょう。そのほかには、根室と宗谷の分が載っています。

根室の入用米というのは、東京府良民を東京から100人ほど連れてきて根室に入れますので、その分の費用でしょうか。役所費はさっきの経常費のところで計上されています。宗谷は、農民だけではなくて、原住民の分の扶助費も入っています。

そういうものを計算すると、全部で459,000両余です。そして、先ほどの53万両と比べると76,000両余ほど浮く形になって、残った分は4年の移民の経費になるということです。

これは同じ年度内ですので、とりあえず来年、4年の9月まではこれだけやるということですが、とりあえず4年の移民の分がここにあるということです。そういう意味では、他の移民の分は今いる人たちの扱い費となるのでしょう。このように予算を決めていきました。

札幌への移住民たちの面倒をちゃんと見てあげるという部分が計上されて、本府建

設の分はないけれども、移住民にかかわる部分は確保しております。

レジュメの2番目に3年10月開拓方針と予算計画と書いていますが、その方針と 出納仕訳の様子です。

ここで、5分ほど休憩しましょう。

[休憩]

○榎本 それでは、再開します。

3年10月になって、来年のことを決めたということです。

ただ、この予算表でもそうだし、先ほどの方針でもそうですが、今のように具体的にこういうことに何百何円かかるというよりは、大ざっぱにこう進めていくという程度のものだということです。

3年、4年、5年、6年とだんだん進むに従って、大ざっぱな定額金をもらって、 それで物事をやるということはだんだんできなくなります。明治8年前後ぐらいにな ると、今の予算に近い考え方になってきます。積み上げ方式とでもいうものです。た だ、上は決まっていますので、積み上げればいいというわけではないです。言葉も、 明治8年ぐらいから予算という言葉が使われるようになっています。

この頃は、今に合わせて予算のようなものと思って予算、予算と言っていますけれども、実際には予算というものではないです。幾らもらったからこんなふうに分けて使うかぐらいのものだと思っていただければいいです。

### 3, 黒田清隆の10月建議

#### 東久世長官らとの協議

次は、先ほ ③明治3年10月黒田次官と松本判官、長官らと函館で会談

ど 見 た よ う 六日黒田次官西地陸通行、今日函館着入来、…

に、3年から 七日…黒田次官入来、樺太行金四万両半方今般受取度旨也弐万両余相渡へキ旨返 4年にかけて 答、…

の方針を10 九日岩村より文通、東京表申立之廉大上都合のよし… (②のこと)

月3日に政府 十日宗谷事ニ付松本判官入来…

十一日…樺太より又壱万両閏十月中可相渡、跡壱万両ハ来三月東京ニ而可相渡決 に提出して、 定、次官へ談判事…

多分、即日か 十二日黒田次官入来…松本判官根室出張事申渡

その次の日に 十三日黒田次官・松本判官入来…

は認可されま 十四日…索魯岡士・黒田次官相招酒食ヲ饗ス、根室〆粕税外壱割五分決定事、松す。数日たっ 本ゟ中出ル…

て、その手紙 十五日…松本判官今日根室へ出張…

が東久世のと 十六日…黒田次官入来今日乗船為暇乞也。柯太懸り外国人より借金有之二付以後

ころに届くの 外国人より借支不申様魯岡士へ内談旨黒田内話」

ですが、資料 +七日…十二時アリール出帆、黒田次官乗込上京

③は、札幌を

(『東久世通禧日記』下 霞会館)

視察した後の10月に入った頃の東久世の日記です。

これで何を見るかというと、黒田清隆の10月建議のことを調べるのですが、それがどんなふうにつくられていったかを見ていこうと思います。

これは、今までの北海道史研究では誰も考えていないことで、私が初めて話す事になってしまいました。

先ほどの10月3日の伺いが許可されたというのは、10月9日に東京にいる岩村 判官から、「東京表申立之廉大上都合のよし」ということですから、許可されたとい う連絡が来て、長官も喜んだということです。

実は、この頃はいろいろな問題がある時期でした。別に札幌だけではないのですが、 松本十郎判官が根室へ主任官として赴任して、根室郡と花咲郡と野付郡が開拓使直営 で管轄する郡だったのですが、3年6月に、中央政府の指令でその3郡を東京府が経 営することになります。明治2年8月から諸藩が北海道を分領して経営しています。 それ以外に増上寺や仏光寺などが地域をもらって経営します。例えば、宗谷の辺りは 金沢藩が経営します。ただ、何もしないで返上してしまいます。

3年に、根室の3郡については東京府が経営するということを政府が決めたようで、指令が届きます。そうしたら、担当の松本判官が怒り出して、そんなことはだめだと言って、函館にいる長官に向かって意見書を出すということがありました。意見書を出しても言うこと全然聞いてくれないので怒ったのでしょう。松本は、根室から任地を離れて函館へ行き、長官に直接言おうとしました。そうしたら、ちょうど長官が巡視中で山越内(日記では山越)に来た時に、函館に向かう松本と出会って、その時に意見を言われてますが、長官は「わかった」とは言わないのです。松本のほうにその記録が若干残っているのですが、長官から函館に行って少し待っていろと言われて、8月の末ぐらいに松本は函館へ行きます。

東久世は、その後、1カ月かけて西地を巡視した後、9月21日にやっと函館に帰ってきます。東久世の日記を見る限り、すぐに松本と会って話をしているわけではないようです。

ちょうどその頃、7月末に樺太へ赴任していた黒田清隆は、樺太の様子を見て樺太の経営をどうするかということを考えた上で、政府へ意見を言うために上京を始めます。その時に、黒田清隆が宗谷に上陸した後、部下である水野大主典の従者に化けて、北海道の西海岸の様子を見てきて、10月6日に函館に着きます。長官に挨拶をして、函館でいろいろなことをしていきます。

例えば、東久世の日記の10月7日には、「四万両半方今般受取度旨也弐万両余相渡へキ旨返答」とあります。つまり開拓使の長官である東久世に、樺太開拓使の次官が4万両の内2万両欲しいと言っているのです。そして、それに対し2万両を渡すと言っているわけです。また11日に樺太から、つまり黒田からまた何か言ってきたので、来月には1万両を渡すように、残りの1万両は東京で渡すということを談判したということです。この談判は無理を押し通すための談判ではなく、恐らく話し合って決めたということと思われます。

このことから、黒田は樺太へ行った後の帰途、開拓使の長官に何かの費用?を請求しているのです。日記の言葉からは、それが実際に何なのかはわかりません。関係するかもしれないことは明治2年中から樺太の予算は17万両もらえるはずだったのに、実は10万両しかもらってないということがあります。それに対して、札幌はゼロだったのが7万両もらったことになっています。その双方の7万両について、樺太と大蔵省を挟んで開拓使といろいろやりとりがあるのです。それが明治3年の3、4、5月ごろのことです。それがどんなふうに解決したか、今のところはまだはっきり分かる資料は見つかっていません。それ以外に、お金にかかわって樺太開拓使と開拓使で何か問題があり、お金を渡さなくてはならないという事件は今のところ見つかっていません。

実は、もう少したって明治5年か6年くらいからのようですが、北海道開拓を本格的に始めようとすると、必要な現金を一々東京から持ってくるのは大変なので、ある

程度まとめて函館に置いておくのだそうです。札幌や根室などが事業を進めるために 費用が必要になると申し入れて、函館から引き渡すというような算段を開拓使はする そうです。当然ですが、当時は電子マネーがコンピュータの中を飛んでいくわけでは ないので、現金かお米を持っていかなくてはならない時です。ただ、この時はそうい うお金でもなさそうです。そのようなお金だったら東京で渡すとなると利便性がなく なりますから。しかし何か樺太開拓使と北海道の開拓使との間にお金のことで問題が あり、開拓使側に分が悪い何かがあったということです。これだけ見ると、お金を通 して対立しているように見えてしまいます。

とにかく黒田は、10月建議を出す前に、北海道を巡視し函館に寄って、このように話をまとめたということです。私の歯切れが悪いのは、実際にどのような問題が起こっているか探り切れていないからです。

また、先ほど言った松本判官が、東京府に根室ほかの3郡をとられてしまうという ことで談判しに来て、東久世長官と何度か会っています。

長官が帰函して20日ほど経った10月10日のところに、「宗谷事ニ付松本判官 入来」と書いていますが、東久世が根室と宗谷を勘違いしていうわけではないようで す。松本十郎の書類を見ると、こんな言い方をしています。宗谷にも宗谷担当の判官 が赴任していましたが、金沢藩がそこを管轄するようになったので、宗谷にいた判官 の管轄地がなくなってしまったのです。担当の竹田判官は、管轄地がなくなってしま ったので、免職になってしまいました。

根室も、その3郡を管轄してましたが、その3郡が東京府管轄になってしまったのです。だから反対をするのですが、宗谷と同じように私もやめますと言って、東久世に難くせをつけたのでしょう。本当にやめようとしているわけではないのだろうと思います。多分、その宗谷という事例を話したので日記に「宗谷のこと」と書いているのでしょう。勿論、単純な書き間違いかもしれません。

そういう要件だけではなくて、松本は東久世の日記何カ所かに出てきます。最後は15日に根室出張とあります。16日には黒田はあした帰るからと挨拶に来て、次の日に船に乗って行ってしまいます。帰るからと挨拶した時には、樺太係がある外国人から借金をしていて今後は借りないようにすることをロシアの領事に話しているとあり、「内話」とあります。「内話」ですから、秘密の話としてこういう問題があるからと黒田が東久世に伝えています。このことは、自分たちの内部のミスに関しても、相談したことになるのか、事情を話しているわけです。この10日間余の中で、松本や黒田は東久世と幾度か会って、意思疎通を図っているように見えます。

なぜこんな話をするかというと、10月建議を出す前に黒田清隆が函館で東久世長官と懇談している事について、『北海道史』『新撰北海道史』『新北海道史』や松本十郎の伝記、黒田清隆の伝記などに書かれていないからです。むしろ、今までに出された松本や黒田の伝記には、3郡が東京府にとられてしまうことについて山越内であって話し合った時に、東久世のことを無能扱いしていますし、黒田と松本は2人で新たな開拓構想について話し合い意気投合しているように描かれます(例えば井黒弥太郎『異形の人』道新選書や同『黒田清隆』吉川弘文館)。でも、実際には、黒田も松本も函館で長官とどれ程深く話し合ったかは勿論不明ですが、意思の疎通を図っていると言い得ると思います。

松本が東京府問題で無能扱いをしていていますが、その事について状況をを確認してみましょう。日記の10月9日に、岩村から手紙が来て東京で申し立てたことがうまくいったと報告されました。先ほどの方針と予算に関して政府が同意したことを指しているのでしょう。実は、8日に、岩村でなければできないと思いますが、東京で

中央政府に対して、東 京府に分けた3郡につ いてやめることを進言 しているのです。その かわり、虻田のある部 分を東京府に渡します とも言っているので す。それが1カ月後ぐ らいに許可になるので す。そのような政府へ の伺は、東京に居る岩 村が勝手にできるよう なことではなく、東久 世が巡回に行く前にそ ういう方針を決めて、 政府に提言することが 決まっていたはずで す。松本は、そのこと について恐らく知らさ れていなかったのでし ょう。まだ政府の了承 が得られるまで東久世 はそういう提言をして いることを言えなかっ たのでしょう。そのた め、山越内であった時 に函館で待てと言った のは、岩村からの報告 が届くのを待つ為だっ た可能性が大きいと思 います。しかし長官 は、松本は幹部でもあ るし、当該の根室担当 者ですから、最終的に

ます。 恐らく、今も残って いる松本のメモ(『蝦 夷藻屑紙』など) り、その政策の流れを 分析して考えた方が正 しい事実に辿り着くの ではないかと思いま す。そういう分析をし て見ると、開拓使から

世一日 廿七日 十一日 十月三日 町内人別銭相廃候事。農政掛ヨリ申付、一人前一年廿四文也 三十日 奥尻嶋へ流罪人遣事、筑前藩へ相達、彼藩ヨリ達テ宥免願出候得共、再評ノ上右申渡。 伊達両家、二好権少参事へ褒詞、 樺太ヨリ又一万両関十月中可相渡、 各国岡士十二時ニ役所ニ来ル。日本礼酒饗応。十二時祝砲廿一発台塲に相発ス。軍艦日新丸 米価下落、 樺太開拓使ヨリ布告。出稼ノ者三年目ヨリ出税、永住者ハ其身一代無税、御手猟塲総テ廃シ 黒田次官入来、樺太行。金四万両半方今般受取度旨候也。 李国商船マウリテース樺太ヨリ帰ル。日本士官五人、平人百十一人乗組 宗谷事二付松本判官入来。 五稜郭へ騎回。 宗谷詰十七人免職事申渡 田安・一橋(へ)十勝割渡。地名間違ニ付達替之事、弁官へ申立候事 御誕辰也、 一石六両三分也。 近昨秋二比シ開墾大二進ム。 十時着衣冠出張所 昨日申渡 跡一万両ハ来三月東京ニテ可相渡決定。 官員一同賀詞申受、 二万両相渡スヘキ旨返答。 次官へ談判の事。 廿四日 廿五日 十九日 小樽内町並二被成候得共、 # 謹慎、 事。札幌入用米なり。 金可差出ノ処、 日 論日本二勝利甚稀也。 此石四百三十七石九升四合九勺四方 英人コーノル、津軽藩士族成田猛抜刀手疵為負候事件、

十二日 松本判官根室出張事申渡。

十四日 根室〆柏税外一割五分決定ノ事松本ヨリ申出

米価下落ニ付立相塲九両ニ相極旨東京ヨリ申達。五十八ヶ村米収納三分、三公七民、

稗田

一公八民可被仰付哉、農政掛何出

廿一日

函館帰着。

出馬。沿岸出稼猟場、

人家倒ルル多シ。黒岩辺殊甚。鷲ノ木着

十九日 十八日

諸川水増二付滞留

長万部着

稗入百七十四石一斗八升九合八勺二方

稗ハ無税。籾ハ二分五厘ト決定、申渡

石狩御手猟今年限相止可申事

浜益御手猟今年限本陣村持人馬継立収税ノ内歩合免許の事 札幌移住民普請先ツ三十戸にて可見合事

小樽ヨリ東浦使掌来ル。 小樽問屋平原より米二千俵買入、函舘ヨリ異国船にて積取の

野金二百弗、岡士舘へ預置、謹慎の後本人へ可相渡、 成田に於て構なし。

同人義怪我致し候義故御宥免可被下旨候也。 右にて落着。外人ニ対し抜刀争

今般全勝甚愉快也

は明かしたものと思い

14

全コーノル暴に付二ヶ月ノ間

の提言が許可になったという情報はまだ来ていませんが、提言することにはなっているということぐらいは言える情勢であったと思います。松本が、その後もしばらく函館にいるということは、別なことを考えたほうがいいと私は思っています。

レジュメを見ていただきたいのですが、3の「黒田清隆の10月建議」で、「東久世長官らとの協議」とわざわざ項目を立ててみました。当時の情勢を考えると函館に長官のほかに黒田次官、松本判官、得能権判官、杉浦権判官がいるようです。これ以外の判官、権判官はあと2人で、樺太担当の岡本監輔と岩村通俊です。岩村はちょうど東京へ出張してしている最中です。岡本は、黒田が樺太の経営はできなくなるという意見を言ったので、腹を立てて閏10月に開拓使をやめたと言われている人です。もし黒田次官がその事を樺太にいる内に幹部である岡本に伝えていたとしたら、黒田が樺太から上京を始めるとすぐ任地を離れていたかもしれません。ということは、偶然なのか意図的なのかわかりませんが、この10月はじめには開拓使の幹部が全員ではありませんが集まっているのです。そうすると黒田がこれから建議をすることに関して話し合っている可能性があります。

後でも話しますが、その建議の中には黒田だけでは決められないような内容も入っているので、私としては、今までの研究史に何も書かれなかったけれども、黒田の意見書というのは、開拓使の他の幹部を含めて、それなりの協議をした上で出した可能性が強いと思っています。

それをさらに印象づけるのは、黒田は17日に船に乗って東京へ行ってしまいます。 そして、東京に着くのが20日です。黒田の10月建議は長文で、さらに予算表や20年間分の経費配分表もあります。それを、20日に着いて10日間の中で全部書いて提出したことになります。函館で開拓使幹部といろいろ案を練って、東京に帰って清書して出すというほうが合理的のような気がしています。まだ推測でしかないのですが。

今までの研究では余り言われてきていませんけれども、黒田の10月建議というのは、開拓使の幹部たちと打ち合わせをした上でつくられた可能性があるということです。

なぜ今までそういう評価にならなかったかということを考えてみました。

これはあくまでも推測ですし、これだからそうなったというわけではないですが、 資料③は、東久世長官の日記をそのまま活字にしたもので、関係する部分だけ載せま した。句読点は活字化した時の編者が付したものです。この中で黒田と8回、松本と 5回会っています。

それに対して、資料3-1は、河野常吉という明治から大正時代に北海道史の研究や資料収集をした人が、明治43年に東久世の家へ行って、東久世の日記を見せてもらって、自分が興味のあること、北海道史に関係すると思われることを書き写してきたのです。そのため史料名は『東久世開拓長官日録抄』といいます。日録抄の9月の末から10月分を見ると、10月は3日、5日、7日、8日、10日と続いていますが、14日から19日まで飛んでいたりします。

これでいくと、松本と会っているのは2回で、黒田と会っているのも2回です。その黒田と会っている2回というのは、先ほど話した金を取られる話です。本当は、この間で何回も会っているのです。

これでは、何となく印象として、対立感だけが残ってきています。松本も不満を持っているから、なかなか会わない、2回ぐらいしか会っていない、言っても意見が通らなかったからという印象がだんだん強くなるような写し方になっています。それを強くするために写してきたのではないです。当時は全部手書きで、今のようにデジカ

メや携帯で撮影するわけではありません。それも、札幌から出張旅費ないしは私費で旅行に行って、決まった時間だけで書き写してくるということですから、選択して写してこざるを得ないのですが、それをそのまま後の研究者が使っていると、これだけの印象しかなくなってしまう可能性があります。これでは先ほど考えたような開拓使の幹部と黒田が一緒にいろいろなことを考えている可能性がまるっきり出てこなくなってしまうのです。

『新撰北海道史』は昭和の初めの編纂で、『新北海道史』は昭和40年代の編纂ですが、その頃までは抄録しか知られていなかったようです。『新札幌市史』の編纂を昭和56年に始めて、東久世日録を全部マイクロフィルムに撮ってきて、全文を読んで書くようになりましたが、平成4年には霞会館というところから東久世の日記も活字化して本として出版されたので、みんな見られるようになってきました。ですから、限定された内容の資料とすべてに近い内容を見られる資料の差が解釈の差なってきています。今、私が言った解釈が起こる可能性が大きくなってきていると言うことです。以前利用していた資料は、時代によって制限された資料で、それに基づくと視野が狭くなるかもしれないということです。古い論文や著書、昔の聞き取り調査、他人が収集した資料にだけ頼って考えるとその事で間違いを犯す可能性が在り、しっかりと史料批判をして利用しなければならないと言うことです。

#### 黒田10月建議

黒田が提出

④「黒田清隆の10月建議」

した建議が資 料**④**です。

を ののる かりがす 二にと文、にこにす太こ線係ではき関ろし。にとがす。 ほどがす。

「今日雑居 ノ形勢ヲ以テ 之ヲ観レハ僅 ニ三年ヲ保ツ モ得ヘシ」で 巨清隆頓首再拝伏シテ惟ミルニ (略) 又開拓事宜ノ大略ヲ論セン夫レ樺太ハ 魯人雑居ノ地ナルヲ以テ彼此親睦事変ヲ生セサラシメ然後漸次手ヲ下シ功ヲ他日 ニ収ムルヲ以テ要トス然レトモ今日雑居ノ形勢ヲ以テ之ヲ観レハ僅ニ三年ヲ保ツ モ得へシ今ニ及ンテ之カ処置ヲ為サヽル可ラス因テ以為ク宜ク鎮府ヲ石狩ノ国ニ <u>置キ大臣ヲ選ンテ総轄ニ任シ</u>北海道中地勢ノ便宜ニ従ヒ諸県ヲ分立シ<u>北海道及ヒ</u> 樺太現今ノ定額共ニ百五拾萬両ヲ以テ歳額トナスヘシ石狩ハ全道ノ中央ニ在リ四 方ヲ控制スルニ便ナルヲ以テ鎮府ヲ此ニ建テ全道ノ事之ヲ総轄シ樺太モ亦其部内 ニアラハ事体一ニ帰シ分散紛擾ノ弊ナク稍北虜駸々日ニ進ムノ勢ヲ抑ヘテ北門ノ 鎖鑰始メテ固カラン夫レ速ナルヲ欲スレハ達セス小利ヲ見レハ大事成ラス開拓ノ 事宜シク漸ヲ以テ其成功ヲ責メ官吏ヲ減シ煩擾ヲ省キ仁政ヲ施シ人心ヲ安ンシ税 賦ヲ寬ニシ苛細ヲ事トセス諸藩ニ分配スル処ノ地悉ク収メテ朝廷ニ帰シ蝦夷地ハ 則土人撫育及漁猟産業ノ法都テ旧貫ニ仍リ惟其民害ヲ除キ渡島国及ヒ奥羽諸国寒 気ニ習フノ民ヲ移シテ之ニ充ツヘシ<u>今朝廷数十萬ノ財ヲ棄テ開拓ノ費ニ供ス得ル</u> 処失フ処ヲ償ハサルニ似タリ然レトモ十数年ノ後全道ノ富実内地ト隆ヲ比スルニ 百五拾萬両ノ歳額遽ニ弁スヘキニ非 至ルヘシ是レ豊遠大ノ業ナラスヤ (略) 故ニ願クハ前条決議ノ後大臣納言諸公親シク実地ヲ経歴シ其果 シテ施行スヘキヤ否ヲ検シ然ル后令ヲ下シテ一定不易ノ法ヲ立テョ (略) ツ旨ヲ奉ス内政斉理ノ後猶処分アルヘシト臣命ヲ受ケ感激ニ堪ヘス (略)

(『公文録』明治三年開拓使伺 国立公文書館)

すから、樺太はあと3年ぐらいしか保持できない、ロシアにとられてしまう。そのため「宜ク鎮府ヲ石狩ノ国ニ置キ大臣ヲ選ンテ総轄」とあり、軍事拠点を石狩に置いて統括すべきだといい。この時期にはまだ軍隊がいませんので、「諸県ヲ分立シ北海道及ヒ樺太現今ノ定額共ニ百五拾萬両ヲ以テ歳額トナスヘシ」ということで、北海道に県を置き北海道と樺太の開拓予算、経営予算を150万両とすると提案します。樺太のほうは3年もたないと言っていることから放棄することを前提として、北海道へ主

に投入する必要があるということでしょう。樺太を争っているうちに、早いところ北海道を開くということを言っているのだろうと思います。

「石狩ハ全道ノ中央ニ在リ四方ヲ控制スルニ便ナルヲ以テ鎮府ヲ此ニ建テ全道ノ事 之ヲ総轄シ」といいます。これは、近藤重蔵がそういう言い方をしていましたが、石 狩川をさかのぼることで道北や道東の境界へ行きやすいと言って、北海道の中心にふ さわしいとしました。それは、建議から見ると100年前の話ですが、石狩は北海道 の中心にあるので近藤の言と同様に北海道の事情を押さえるにいいところであるとし、だから軍事的中心地として全道のことを総括出来るのが石狩と位置づけています。

「樺太モ亦其部内ニアラハ事体一ニ帰シ分散紛擾ノ幣ナク稍北虜駸々日ニ進ムノ勢ヲ抑ヘテ北門ノ鎖鑰始メテ固カラン」というのは、中心地が石狩にあって、動きやすくて制御しやすいので、樺太もぶらぶらした状況にはならない、石狩がしっかりと管轄するので紛擾もなくなってきて、ロシアが侵略してくるのも抑えられるということでしょう。当時の北方問題は、「北門ノ鎖鑰」と言っています。鎖鑰とは鍵と錠という意味ですが、日本の北方もちゃんと固く閉まると言っています。ですから、樺太もその官内にいれて北海道を石狩中心にして開いていくと、しっかりとした国の経営、防衛ができるという意味合いのことを言っています。

そのほかにも幾つか線を引いていますが、時間が押しているので飛ばしまして、最後だけ見てみましょう。建言が認められたらという意味ですが、大臣納言、つまり政府の幹部が実地経歴して方針を決めてくださいと言っています。

彼の思想の基本は、内政整理と言いまして、当時、政府内は対外的に強行する攘夷派と内政を重視する人たち間で対立中なのです。それについて、まず、政府が国内の問題をちゃんとまとめないとだめだという言い方をしています。

結論的に、樺太は、近い将来、放棄をする。それに対して、札幌を中心としていくということです。この場合は、軍事的な拠点が主に描かれていますが、150万両使って、札幌、北海道を経営して本拠地をつくるという意見なので、札幌に本府を整備していくということにつながっていく話です。大臣納言の北海道巡視や札幌での本拠地整備などは開拓使との話し合いをした上で入ってくる言葉だと思います。

このような内容の意見が政府に提言されて、政府はそれを許可します。11月になって、それを実行するために黒田に対して、ヨーロッパや中国へ行って開拓のための指導者を雇ってくるようにという指令を出します。帰ってくるまでは、開拓使の長官に諸政を任すとも指示しています。黒田は、3年の12月からアメリカへ渡って、最終的にケプロンを雇って帰ってくるということになります。

# 4, 札幌本府建設の再開へ向けて

# 西村権監事らの資金案

その黒田の意見を受けて札幌をどうするかということについて、岩村が10月3日 政府に提出した方針と違う形になってきました。そこでその黒田の方針に則った札幌 本府にとって違うやり方をしましょうという意見が出てきます。それが、西村権監事 らが出した「札幌開府に付当使一般会計之目途」というものです。

資料⑤を見ると、先ず箇条書きになっている部分は、いろいろな事務経費や役人の 給料は産物会所で収納する税金など定額金とは別な収入でから払い、資金が余ること の確認です。

定額金などの使い道を考えた上で、4年の春から札幌の本府建設を再開するという 会計的な目途が立ったということを示そうとした意見です。それに加え農夫移住と東 京府貫属移住が進み、耕と守の屯田策になるといっています。

これを基本にして、一般の経費はこういうふうにすれば金が余ってくるから、札幌 に開府のための資金の目途がついたというのが、西村と広川と八木下3人の意見とし て11月12日に出されます。

お金の使い ⑤西村権監事らの「札幌開府に付会計目途」

一根室郡前同断之事

道は資料⑤ー

札幌開府二付当使一般会計之目途

1に表としま した。先ほど

一東京詰官禄其他入費一式同所大坂産物会所税金ヲ以仕払候事

の10月3日

一御<u>船買入</u>代金明年中ニ可相渡分<u>前同断会所税金</u>ヲ以仕払候事

に出したもの

一東地諸場所詰并当函館産物掛官員官禄及其他諸入費右掛におゐて仕払候事

の事務経費に 当たる函館の

北見州宗也外郡々入費来未九月迄之分最前渡済ニ付同年十月ヨリ之職員官禄其 他一式定額之米金を以仕払候事

分が「払い」

一<u>西地</u>諸場所官員官禄其他入費一式<u>場所御収税</u>ヲ以仕払候事

の上にある部 分です。ほか 一<u>函館</u>詰官禄并兵隊給料其外之諸入費者同所松前江差海官所之御収税ヲ以左之通 仕払候事

の地域は余り

(以上は札幌本府建設以外の経費の支払い方)

経費が変わっ

(函館の費用表例) 別紙⑤-1

別紙(5)-2と3

ていないから か例示されて いません。表 の上半分はち よっと無視を

して、下半分

(札幌本府建設再開のための費用表) 右は<u>来春札縨開府</u>之御手配ニ付而は前件廉々内訳之通会<u>計之且途断然相</u>立最前御

見積有之農夫移住は勿論東京府貫属在任為致専屯田之策を施シ且耕シ且守御見込 外十分立派二開府速二奉奏成功候樣仕度此段奉伺候也

午十一月十二日

西村権監事/広川大主典/八木下謙八

(『府県史料』国立公文書館、『本庁往復』道文1903)

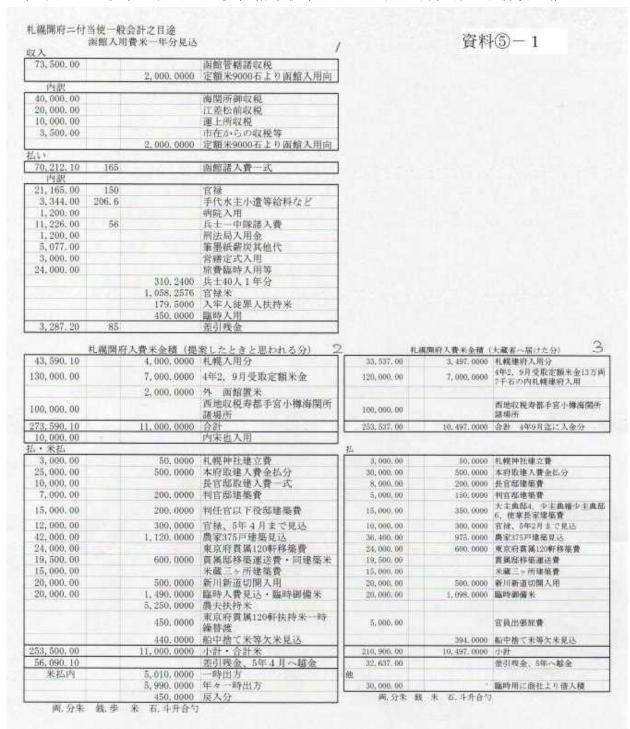
を見ていくと、経費として確保できた金額を示しています。先ほどの10月3日に出 た開拓経費に使われるような部分を主に使うことになっていまして、27万両ぐらい は確保できるという思惑です。開拓経費というよりは本府づくりに関する計算なので 役所建設経費が主になっています。上からいくと、神社(札幌神社)、本府建設、長 官邸、判官邸、判任官以下の役人たちの家など、それらをこんな金額で建てるという ことです。単位は下に出ています。このようにしていくと、費用を調達できて札幌で 本府がつくることが出来るということになります。

左側は、開拓使の内部で意見を通した時の表です。これを12月に政府に提出した 後、4年3月になって大蔵省から政府の弁官を通して回答が来ます。その時の予算表 が右側です。提出時に金額が若干変わっているものがあります。また大蔵省がかなり 詳細な付箋を付けて開拓使へ返却します。長官邸は8万両だったのが10万両になっ たり、神社は同じです。大蔵省の付箋は、例えば、神社の場合は、どれぐらいの大き さの神社を幾つつくるつもりなのかという付箋がついてきます。大蔵省から質問が出 たのですが、それに回答したかどうかは今のところ不明で、回答にかかわる資料は出 てきていません。恐らく回答しないで事業を進行してしまっていると思います。

全体として、金額をいろいろ説明すると大変長くなりますが、根拠などはよくわか りません。単に大ざっぱにつくっているだけだと思います。

簡単に説明すると、東京府貫属というものが出てきます。これは、鳥羽伏見から2 年5月の函館戦争が終わるまで戊辰戦争が続きますが、その時に捕まった捕虜の幕府 所属の人たちが東京府貫属です。それなりの人数がいるのですが、彼らをどうするか ということで、この頃は屯田兵として札幌の周りに入れるつもりだったようです。そ れで、家とか扶持などが計上されています。新政府に登庸された者以外の幕府の御家 人、旗本たちは、慶応4年に徳川家達を藩主にして復活した静岡藩に帰属し静岡へ移ります。

先ほど、権判官に杉浦という人がいましたが、江戸幕府最後の箱館奉行でした。彼は、本州での戦争が終わった後、箱館戦争が起こる前に新政府に事務引き継ぎをして、



その上で上京して静岡へ帰ったことになっています。そして、開拓使ができた時に、 以前蝦夷地に在勤していた人、蝦夷地通という事で、開拓使の役人としてまた登庸されて函館に赴任しています。ですから、戦争で捕虜になったか、ならないかで雲泥の 差になっています。ただ、この東京府貫属達は札幌には移ってこなかったので、静岡 藩のほうに戻っていったのではないかと思います。

とりあえず、お金の算段はついたから本府建設を再開しようということです。

# 西村権監事らの事業方針

次に、資料⑥も長いですが、幾つかかいつまんで説明しますと、四つ目が移住民の話です。3年11月ぐらいの時点で375戸を4年中に移そうとしています。そのうち、50戸は、札幌の歴史では辛未一ノ村という3年中に札幌の周辺で集められた50戸の村をつくりました。4年になって8軒は八軒に、24軒は二十四軒に、そして、12軒は神宮の第二鳥居の真ん前のところに移りました(一時「十二戸」という村名らしき名が付されている地図もあります)。それで44戸ですが、残りの6軒は山鼻に移ったということになっています。次の20戸は松前の商人たちを予定しましたが、実際には松前や函館で商人を募集しています。もう一つの五十戸は、伊達将一郎の家臣達です。これは平岸に入った人たちです。それ以外に、北海道のほかの地域にいろいろ入ってくる人たちを合計すると、これぐらいの人数を計画しているということです。

次の一つは、「明春移住民ノ儀御割略相成候末ノ新村七ケムラノ内へ配リ」というのは移住民を分けて入植させるということで、当時あった村々に新しく来た人を分けて入れてしまうということです。伊達将一郎の平岸だけは別扱いのようです。

興味深いのは次です。商人20戸を募集することになっていますが、「松前商民ハ本府全面南へ豊平川且銭箱道両方ニ続キ市街羅列ノ見込ヲ付ケ」という様に、江戸時

代で言う町人たちをどこへ

#### ⑥「札幌表御用取扱向等伺書」

一<u>札幌へ八移住民住助了始身フ開墾万側入用ノ金穀天引分グ租偏出納助可取扱</u>西地各郡御収納出方且官禄渡方等モ当分ハ是迄ノ通小樽ニテ取計候様尤札幌詰官禄ノ儀ハ隔月小樽ノ相場ヲ以テ札幌限リ渡方取計可申事

附官員飯米ノ分銘々望二任セ現米相渡且塩噌類等御備品ノ内御払下ケ相願候向 へハ其品元直段二欠減運賃ヲ見込御払渡被仰付代金ハ官禄ノ内ヨリ差引御取立 相成候様可取計事

一盗其外罪科有之者是迄ハ取糺ノ上口書ヲ取リ軽重ニ不抱函館へ差送函館ニ於テ 御処刑相成居候得共<u>自今笞刑以下ハ小樽札幌ニ於テ処刑取行</u>追テ口書ヲ以函館 へ申上候様仕度候事

附札幌表非常取締ノ為メ函館兵隊ノ内十人彼地詰被仰付候様仕度事

- 移住民明春東西地へ三百七十五軒御植付御目的ノ内東地へ五十戸引除三百二十五戸札幌へ御募可相成内五十戸八兼テ西地へ出稼等致居候者共既二参集二十戸 八松前商民凡五十戸余ハ伊達将一郎旧家来ノ者共移住ノ積ニ仕候得ハ残凡二百戸丈奥羽越ヨリ御募可相成割合ニ相成候得共尚将一郎旧家来共移住ノ人数確ト差分兼候ニ付札幌表ニ於テ取調ノ上広川大主典一応帰函ノ上可申上候事 但将一郎旧家来共ノ儀素ヨリ着農決心ノ者共ニ付移住ノ上ハ外並ノ通諸御手当可被仰付儀勿論ニ候得共生国ヨリ札幌へ引越候旅費ノ儀如何取計可然哉ノ事
- 一<u>明春移住民</u>ノ儀御割略相成居候末ノ<u>新村七ケ村ノ内へ配り</u>付可申候得共<u>松前商</u> 民ハ本府前面南へ豊平川且銭箱道両方ニ続キ市街羅列ノ見込ヲ付ケ開店為致</u>可 申事
- 一米塩噌等現今札幌居合ノ人員来未三月頃二相充候高ノ内不足相成候分ハ今度庚午丸ニテ御差廻ニ付明春御募ノ農夫等凡千弐百人分ニ相充候処ノ農具家具且米塩噌等ハ先ツ三ケ月分ノ見込ヲ以相調当年中産物掛ニ於テ仕入ノ手筈相整明早春初下リ船ニテ小樽表差廻候様仕度春季後ノ仕賄品ハ彼地へ積来ノ売船ヨリ産物代替等ニテ屡々御買入其内冬季見込ノ不足品モ候ハゝ時宜次第函館等ヨリ差廻方御手配ノ儀申上越候様可仕事
- 二氮苯苯甲酚用皿且多氮苯性钼砂尼萨八色素砂盐醛蜂素可商红器亚胨标取皿士

この通に羅列

させるという

言い方をして います。

これは西村 が考えて書い ていますが、 この言葉を見 る限り、島判 官の計画図を 念頭に置いて まちづくりを 進めようとし ていたことが わかります。 ところが、実 際に4年に再 建が始まった 時は、4年5 月に『札幌区 劃図』で碁盤 の目状の計画 案になりま す。資料⑥-3 はそれを 『新撰北海道

史』編纂の時

に似せて作っ

2277四十167 我里上越医保雪压事

一<u>新道新川等切開是迄御手掛相成居候分急々成功候様精々可取計</u>尚水陸便路開方 更二見込相立候ハゝ伺ノ上取掛可申事

但在来ノ道路修繕等ハ見計ヲ以取計可申事

- 一<u>判官</u>取ニ当テ切組相成居候建家一式ノ材木雪解次第<u>本庁ノ地床へ相建可申且</u> <u>神鏡安置所</u>モ余リ御手薄ニ相見候ニ付<u>最前島元判官ト相談致シ置候山手ノ社地</u> ニ先以本殿丈ケ是亦早春建方仕候方ト奉存候事
  - \*但役宅ノ儀大少主典邸六軒使掌長屋二棟ニテ十軒御取建相成居候ニ付其分ニ テ可成丈先ハ操合候心得ニ御座候得共現地差支候節ハ伺ノ上役邸建方取計可申 尤仮牢屋一構ハ差付ヨリモ取建候様可仕事
  - \*札幌ニテ伐出シ材木ノ都合ニ依リ石狩小樽ノ分取寄相用可申職人ノ儀モー時 雇増候ハテ不相済見込ニ至リ候ハゝ右両所ノ職人共モ札幌へ操入候様可仕事
- 一<u>西部各郡浮小物成御廃止</u>ノ旨承知仕候得共其内鯡取船役金ノ分ハ是迄ノ通御取 立相成可然奉存候事
- 一<u>西地各郡出稼ノ隠売女ハー切廃絶ニ</u>相成更ニ遊女屋又ハ飯盛ノ名義ヲ相唱都テ 永住ノ者ニ抱女為致候得ハ都テ御取締被相立其地潤沢ノ基ニ可相成ト奉存候間 西地御管轄中旅店へ飯盛女御差免相成候様仕度候事

但遊女屋ハ小樽ニ相限リ其他ハ都テ飯盛名義相唱度事

右廉々概略当分ノ内御処置方奉伺候猶札幌表官員等モ相増折合相付候上ハ小樽ニ テ事務取扱ノ儀モー纏ニ打寄斯獄ノ儀モ徒刑以下位ハ伺ノ上彼地ニテ処刑取計被 仰付候様ニモ仕度見込申候事

十二月日欠

西村権監事/広川大主典/八木下大主典

指令

ーケ条/二ケ条/三ケ条 四ケ条

五ケ条/六ケ条/七ケ条 八ケ条

九ケ条/十ケ条

可為伺之通事

旅費相渡可然事

可為伺之通事

判官邸ニ可取建御神鏡安置所之儀ハ相応ノ地所相撰

今一応可相伺其余伺之通候事

諸場所人情等熟察ノ上適宜ノ処分可致事

(『府県史料』国立公文書館、『本庁往復』道文1903)

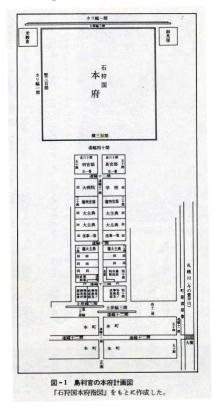
た図「札幌草創図」です(『札幌区劃図』を多少変えて写して掲載したもの)。その時に、本庁はここになります。ですから、本庁を図の左側につくって、それは東側を向くことになるので、その前面というと今の北三条通東部となります。西村の言葉とはどう見ても合いません。4年春の実際につくり始めた時の構想はまだ生まれていなくて、3年11月の段階では島判官の構想で動いていた可能性が大きいということです。

この後、『札幌区劃図』は明治4年5月に測量者が測量をして区画をつくった図面を提出するのですが、その時には島判官の構想から方針が変わっていたということです。その方針がいつ決まったかということは、まだわからないのです。でも碁盤の目状の街構想は3年11月段階ではまだ起こっていないということです。

そのほか、新川のことが出ています。

また、ここに建物に関する部分があります。判官邸を本庁にしましょうと書いています。それから、「神鏡安置所」というのは神社ですが、「最前島元判官ト相談致シ置候山手ノ社地ニ」置きますというお伺いを出してい

#### ⑥-2石狩国本府指図

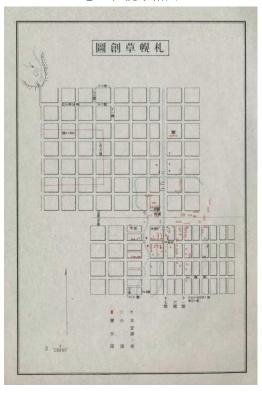


ます。

⑥-3札幌草創図

これらに関する指示は、大体は伺いの通りですが、伺いの通りでないのは、建物についてです。 判官邸を本庁にするという案に関して、本庁にしないで判官邸にして本庁は別につくると指示します。神社については「御神鏡安置所之儀ハ相応ノ地所相撰今一応可相伺其余伺之通」と島義勇と相談して決めた場所ではなく相応の地所をもう一度選び直して、もう一回伺うように指示しています。

最後の日付は、12月となっていますが、実は11月です。『府県資料』(国立公文書館蔵)にある『北海道史料』中では12月となっているのですが、実際の行動として見る限り11月ですし、他の資料にあるものは11月になっています。例えば西村権監事は11月16日に函館を出発して、11月30日札幌に到着しています。広川大主典は、11月23日に少しおくれて出発して、12月9日に少しおくれて到着します。八木下は



調べがつかなかったです。札幌に来る前に出す3人連名の伺は11月でないと出すことが出来ません。

# 西村権監事の事業計画

次に資料⑦は、12月の日付で西村権監事が単独で、これから札幌ですることを具体的に決めて ⑦西村権監事来札の上、明治四年春の実行方針作成

函館へ伺を出したものです。

一<u>札幌府内ノ境界</u>責テハ<u>方一里位モ無之テハ不相叶</u>候得共是迄ノ村立且川脈等ニ 差支候ニ付不得止別紙図面朱点引欠ノ通北ハ本庁ヨリ直径三十六丁南ハ豊平川 東ハ札幌本村境西ハ庚午三ノ村境小川迄本庁ヨリ直径+八丁余ヲ先以府内ノ地所ト 仕置度事

1番目は、 札幌府の境界 をどこへ置く ということで す。本来的に は一里四方が 必要なのだけ れども、具体 的には「北ハ 本庁ヨリ直径 三十六丁南ハ 豊平川東ハ札 幌本村境西ハ 庚午三ノ村境 小川迄本庁ョリ 直径十八丁余一、

と言っていま

一<u>明未年御移ノ民</u>ハ五十戸宛都テ新村ニ御取立トノ事ニ候得共別紙戸数割書面ノ 通発寒村琴似村篠路村且庚午一ノ村二ノ村三ノ村共戸数不足一村ノ体不相立候 二付何レモ五十戸ニ満合候分明春ノ移民ヲ分配其余ノ人口ハ図面ノ通全ノ新村 ニ取立可申且庚午四ノ村ト申ハ既ニ願出ノ次第モ御座候ニ付札幌本村合併ノ儀 申渡候事

但東京貫属降人等ノ移住地所ハ追々雪消次第実地検見ノ上割付候様可仕事

- 一明春移民ノ戸数三百二十五戸ノ内<u>五十戸ハ近傍居合ノ者</u>共参集既二小屋懸住居 致シ居<u>二十戸ハ松前商民</u>御移ノ筈<u>五十戸ハ伊達将一郎旧家来着農決心</u>ノ者並陸 中胆沢郡百姓入テ何レモ<u>麻仕立手馴候</u>者移方ノ儀右惣代桑輔長之丞ヨリ引請候 末既ニ為手配帰国申付候ニ付残二百五戸更ニ御募相成度候事
- 但右ノ内函館最寄ニオヰテ願出候者モ候ハ、移住御聞届相成可然且本文胆沢郡 ヨリ麻百姓移方ノ儀広川大主典陸羽出張惣県官掛合等ノ首尾仕候上麻蒔付ノ候 ニモ拘リ候ニ付来二月末頃ニハ五十戸ノ分札幌着仕候手筈ニ御座候事
- 「<u>官舎其外造営</u>ノ儀明年差向<u>判官邸一大主典邸一少主典邸六史生使堂長屋一棟附属長屋二棟手代小遺体ノ長屋四棟御神殿一宇土蔵二棟牢屋一搆農家三百二十五戸内二十戸へ同上ニ見込商家二十戸人足小屋一棟</u>其内建方ノ緩急御座候ニ付別紙調書ノ通尤農家二百二十戸商家二十戸土蔵二棟ハ急速ニ秋田南部間便宜ノ筋へ御誂へ相成候儀広川大主典差含居候儀ニ有之此外長官公邸並東京貫属ノ家百二十戸会降人用凡百二十戸分ハ予メ見込ヲ付手配仕居候事

す。これは、 地形によって 制限されてい る部分もあり ます。

残、典」り所い、りよらつな紙の場合で、無」り所い、りよらつな紙がはまかて、紙すにきているでく絵もいる面がです。こあでく絵もいと面ノて何うっわな図のためので、

ようなのですが、どこから

一社地ノ儀最前丸山ノ麓見立相成居候場所本庁ョリ西ニ当リ距離三十六丁銭函往還ョリ拾三丁別図面欠ノ通ニ有之今日ニコソ少シ遠キ様相覚候得共後来盛大御開府候儀ニ候得ハ不相応ノ地所共不相見候間右丸山ノ下へ御建立可然ト存候事一<u>琴似川ヨリ銭函へノ新川</u>幅九尺深二尺ノ積ニテ当秋ヨリ堀掛リ凡二里余モ堀方相成居候由ニハ候得共右ニテハ唯上水切流迄ノ様ニテ無詮次第ニ御座候故更ニ図面欠ノ通川幅四間ニシテ西側片岸ノ堤上ヲ道幅三間ノ往還ニ致シ置候外脇ニ谷地ノ惣水ヲ受候小溝ヲ通シ又東側モ土ヲ置テ堤ヲ作リ盛切ノ差付ヨリ水陸共盛ニ運送ノ弁相付候様仕度大凡ノ処佐々木貫三へ積方申付調書別冊ノ通御座候是ハ未タ実測ヲ不経疏關ノ積ニ有之明春雪消ノ上ハ精密取調サセ請負方等ノ手詰リヲモ夫々差略仕儀ニハ御座候得共先大概ノ処奉伺置候且札幌本陣前ニ相流居候豊平川ヨリノ川脈市街ノ地所ニ差支候ニ付図面朱書欠ノ通填塞発引並ヒ西ノ方へ古川ノ派脈有之候ヲ堀凌候上々流相通候様可仕又本庁脇ヨリ琴似川並篠路新川ノ儀モ受負金廉ニハ候得共是又浅隘ノ由ニ付雪消後実地見分ノ都合ヲ以適宜ノ処分可仕事

一移住民ノ内当地永住民並其他ヨリ嫁智且養子等致シ候節其全戸未タ御手当被下 御年限中ニ候得ハ右他ヨリ入来候者モ必三ケ年ト申訳ニナリテ其全戸ノ年限丈 御定ノ通御手当被下候様仕度候事

右ノ件々奉伺候事

十二月

西村権監事

可為伺之通事

(『府県史料』国立公文書館、『本庁往復』道文1903)

も出てきていません。図は行方不明のままです。事実を言いますと、この伺いも、1 1月の伺いも、開府のための会計目途の予算書も、原本は今のところ出てきていません。全部写しになって残っているものだけです。

本庁から北へ36丁と言っています。本庁が北3条ぐらいですので、そこから36丁とは、36丁は一里ですので、約4キロ弱です。今の麻生のすぐ南側くらいまでということになります。東と西も範囲を書いていますが、そういう範囲を、特別な区域として、例えば農業開拓しないということにしていきます。実際にはこんな広さにはなりません。

行政区域としての札幌本庁下(札幌町と言ったり、後には札幌区となります)は南が南7条通、北が北12条通、東が東7丁目通、西が11丁目通の範囲になります。ですから、南北東西2キロずつぐらいの範囲になります。西村は理想的にはこうだよと言っているわけです。

次は、移民の配置のことが書いてありします。先ほどと同じに既存の村を五十戸にする方針を示しています。さらに次の項では、近隣で集めた50戸、松前の商民20戸、平岸に入る人たち50戸をどうすると書かれています。平岸のことに関しては、着農決心しているので麻仕立てに手なれた人を移すようにするといいと言っています。平岸に入ったばかりの時は麻畑という地名でした。初めからそういう目的を持って移ってきた人だということです。

ここで言葉として差があるのは、何となく武士たちと農民たちと分けて考えていそうな感じがします。伊達将一郎というのは、伊達藩の藩士です。その家来たちは武士ではないのです。もとは武士のつもりだったのですが、戊辰戦争の敗者として減封されたため、藩から見ると陪臣だったので武士扱いとならず農民にならなければならなかったのです。でも、農民になりたくないので北海道に来るという話になっていたのです。「着農決心ノ者並陸中胆沢郡百姓入テ何レモ麻仕立」云々と書いていますので、何となく、この意味からいくと、将一郎家来たちの下に農民たちを入れて麻をやらせるというような文章に見えます。「惣代桑輔長之丞」と出てきますが、将一郎の家来

で、本来はどちらも木村という苗字を名乗りますが、省かれてしまっています。 農民 扱いをしているかもしれません。

あとは、官舎を建てる数がこれだけあります。『開拓使事業報告』という本がありまして、開拓使が毎年どのようなことをしたかを廃使後大蔵省が編纂した報告書ですが、明治4年中にはこれだけの数の建物は建っていません。一応、こういう考えだけれども、実際に実行はできなかったものもあるようです。

先ほど、別な場所を選べと言われた神社の場所ですが、こんなふうに言っています。「最前丸山ノ麓見立相成居候場所本庁ョリ西ニ当リ距離三十六丁」と以前に選んだ丸山の麓は本庁から36丁ほど離れているとした上で、「遠キ様相覚候得共」と少し遠いのだけれども、「後来盛大御開府候儀ニ候得ハ不相応ノ地所共不相見候間」と街がだんだん大きくなったら不相応な場所ではない。だから「丸山ノ下へ御建立可然ト存候」と丸山の麓へ建てるのが良いと思いますと言っています。

多分、同じ場所を指したのだと思います。さっきは、最前島元判官と相談の上で決めた場所だったのですが、今度は島判官の名前を外して、最前丸山の麓を見立てという言い方に変えています。島判官の名前を出したらいけなかったのかもしれません。

もう一つ考えられるのは、別な場所を選べと言っているのだから、別の場所ではないかということもあります。しかし、今まで北海道の歴史を研究している人たちで、変えたとか変わったと言う人は一人もいません。島判官が決めたところにそのまま札幌神社が置かれ、それが北海道神宮になっていると考えています。この若干のごまかしの言葉で、何とかやったのかなという気がします。

次は、新川を整備することが提案されています。じっくり読むと、札幌中心部の川の様子などが結構描かれているのでおもしろいです。既に時間を10分もオーバーしてしまっていますので省略します。

以上は、札幌へ来て、実態を見た上で、どうしたいかを決めているものです。ただ、 先ほど言ったように、まだ碁盤の目は意識していないようです。これが変わるのがい つかというのがこれからの課題にはなっていくのだろうと思います。ですから、題名 も、「決定」というより「決定に向けて」のほうが適当ではないかということです。

ということで、前半をゆったりとしゃべっていたのですが、時間が足りなくなった 分、最後は押し込んでしまいました。申しわけありません。

きょうの話はこれで終わりとなります。

どうもありがとうございました。(拍手)

○司会(加藤) 榎本先生、どうもありがとうございました。

#### ◎閉 会

○司会(加藤) それでは、予定時間を超過しておりますので、一旦、これで終了と させていただきます。

榎本先生はまた会場に残りますので、何かご質問等がある方は、直接お越しいただければと思います。

最後にお配りした資料の中にアンケートが入っておりますので、よろしければお書きいただいて、会場後方にある回収箱にお出しいただけると大変ありがたいです。

以上で、今年度2回目の講演会を終了したいと思います。

本日は、ご参加をありがとうございました。

以 上